57:諏訪神社の境内にある地神塔。明治16年建立。

[小祠:▲]

39:「佐久間荒神」。石祠には「昭和63年改修」「大墓古同行 大墓北同行 氏子一同」とあるが、間き取りでは、中田井免場の40軒ほどで祭祀をするらしい。ここには次のような伝承がある。昔、この辺りに佐久間という大きな屋敷があった。ある人が年貢として屑米を出した責任をとって、自殺した。この祠はその人を祀っている。

45:昭和59年に個人が再建した石祠。隣の灯籠は嘉永7年とある。

46:平成4年に個人が建立した石祠。丸石がいくつも入っている。

50:「荒神さん」。明治34年建立の木の祠の中に、石祠がある。諏訪東自治会と川部八幡が管理する。 9月に収穫祭があるという。

52:塞神社。久那止神を祀る。平成2年改築。願主は尼崎市在住の方(藤本さん)である。風邪を直す社とも言われる。諏訪東・原渕自治会が祭祀する。香南町からも参拝に来るらしい。

53:小田神社。小田池の神様。もとは川部八幡の宮司が世話していたが、現在は山崎八幡が世話をする。9月23日のお祭りは、諏訪東・西自治会が1年交替で担当する。

[地蔵:△]

10: 道路,水路ともに三差路となる場所にある。下川部東自治会が祀る。南隣に下川部西自治会の集会所がある。

16:「東のお地蔵さん」。

24:中筋地区で祀る。通称「西のお地蔵さん」。昭和61年に御堂を建立。

33:明治7年に川部村が設置。地蔵盆の祭りがある。高松寺南・北自治会の約40軒が6班に分かれ、順番に、この地蔵とNo.31の墓地、No.30の地蔵の世話をする。

49:新築中の火葬場の隣にある六地蔵。寛政5年の年号が刻まれる。

55: 嘉永4年設置。「惣同行」と刻まれ、地域の地蔵と思われる。

「墓地:□〕

香東川に沿って,大小多くの墓地が並ぶ。また,近世末期の年号(天保,文久,嘉永など)を刻む 墓石が散見される。

20:下川部西・東、三軒屋、中筋自治会の共同墓地。

23:中筋一部墓地公園。昭和55年から分譲。大正2年の「馬之墓」,明治時代の「牛之墓」がある。

36:中田井自治会の共同墓地。古川と稲幸用水に挟まれたこの場所(中田井マタ)に昔からある。河原石のような墓石,風化が進んだ墓石が多い。確認できる最古の墓石は,嘉永元年。

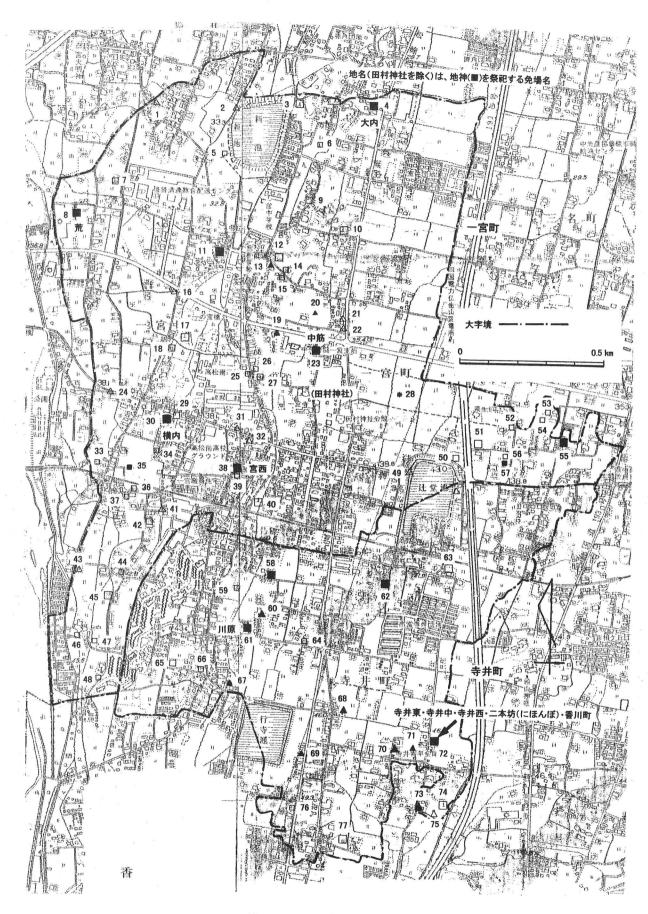
54:小田池築造の際、人柱となった人の墓と伝えられる。

62:南側には「長曽我部摩下墓 天正十年冬」という墓がある。

[その他]

64:三差路にある不動(★)。

b 高松平野西部(香東川東岸)



第124図 一宮町・寺井町

(3) 一宮町(第124図)

「地神:■〕

五角柱の地神塔が多い。ただし、次のNa.38やNa.57のような地神がある。

38:小さい石祠を「地神様」と呼ぶ。ここでお祭りはせず、塩と榊を供えるだけ。

57:個人で祀る「地神様」。丸石。墓参りの時に、一緒にお参りするという。

「墓地:□]

6:神の木共同墓地。寛政、天明など近世後期の墓石が多い。

12:中筋西・東自治会の共同墓地。

40:仲島共同墓地。平成5年に整備が完了した。

51:池尻共同墓地。国道193号線バイパス工事に伴い,昭和56年に現在地に移転。

(4) 寺井町 (第124図)

かつては,免場ごとに地神と荒神を1神ずつ祀っていたらしい。なお,近世の寺井村は,現在の寺井町だけでなく,南隣の香川郡香川町の一部を含む範囲である。

[小祠:▲]

71:「塞の神さん」。この祠とNa.72の地神塔およびNa.68の小祠の「瑞穂神社」は、寺井東・西・中自治会と二本坊自治会と南の香川町が順番に祀る。

「地蔵:△]

75:昔,この辺りには大きな塚がずらっと並んでいたが、水田を開く時に、この地蔵にまとめられたのだという。塚は、平家の落人を葬ったと伝えられている。

- c 高松平野東部 (新川沿岸)
- (5) 春日町(第125図)

分布図には, 聞き取りによる免場の境界と名称を記入した。

[地神:■]

1:図には1998年3月までの位置を記入したが、春日川の堤防改修に伴い、300mほど北に移動。

4:春日神社境内。地神は南春日免場で春秋の社日(に近い日曜日)に祀るが,春日神社の祭礼は,

主として春日町全体の氏子が、夏(8月10日に近い日曜日)と秋(10月10日)に行う。

5:同じ敷地に,近年,作られた二木徳萬の記念碑と墓(?)がある。二木徳萬は16世紀に実在した人物で,鮫池や久米池の築造に功があったらしい。

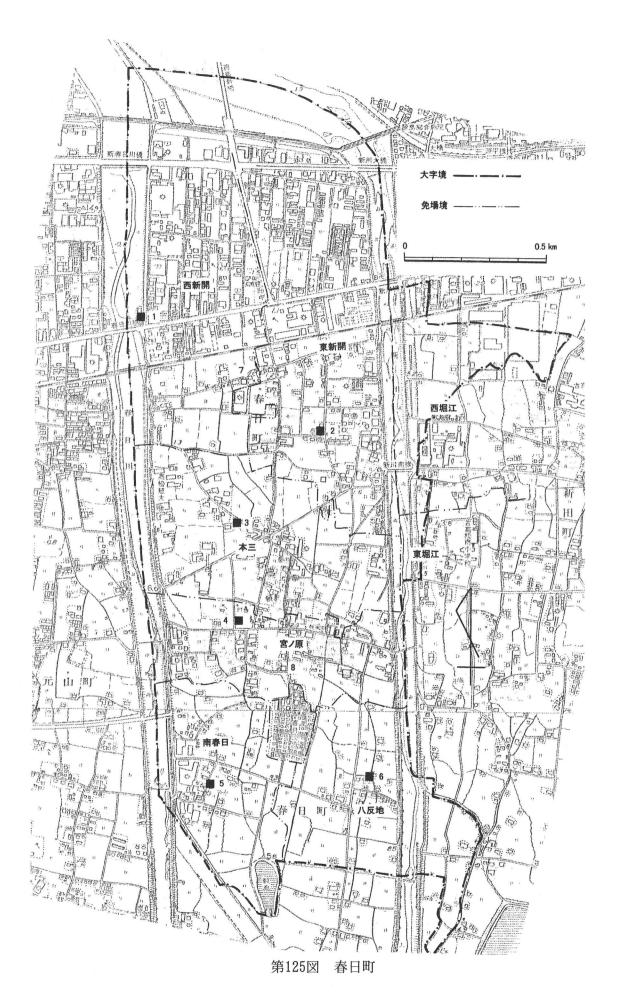
(6)新田町(第126図)

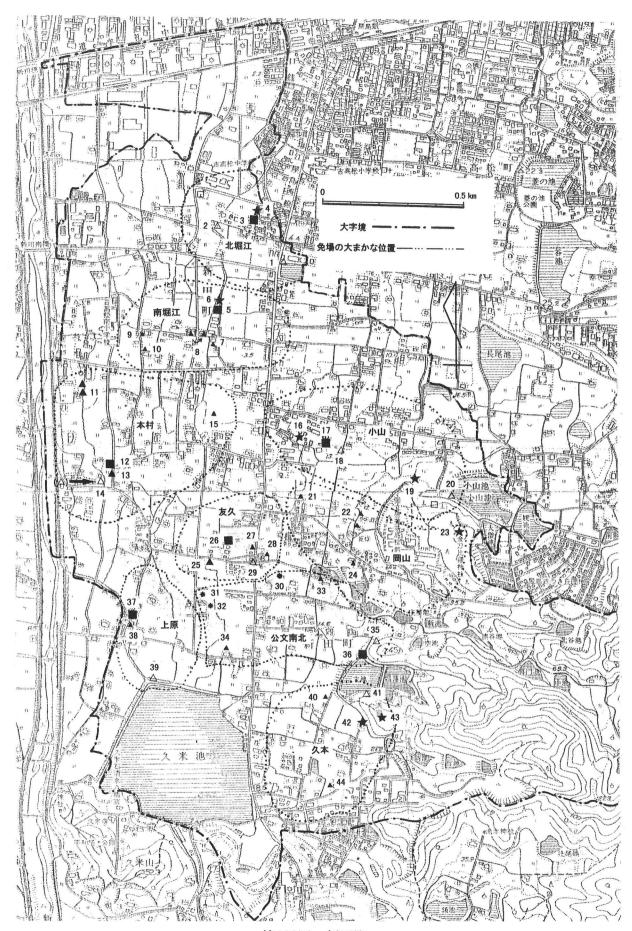
分布図には、聞き取りによる大まかな免場の範囲と名称を記入した。[註4]

「地神:■〕

3:北堀江免場の地神塔。当番(総代)4軒を東・西から2軒ずつ出し,春秋の地神祭を行う。この時,屋島(大宮)神社の宮司を呼ぶ。祭りでは,お寿司,煮魚,酢の物,汁物,お酒を振る舞う。祭りの日は,田んぼに出ない。

5:南堀江免場の地神塔。春秋の地神祭は、屋島神社の宮司が担当する。





第126図 新田町

12:本村免場の地神塔。春秋の地神祭は、屋島神社の宮司が担当する。

26: 友久免場の地神塔。春秋の地神祭は、屋島神社の宮司が担当する。

36:公文南北免場の地神塔。当番(オトヤ)は、南北それぞれから1軒ずつ出る。地神祭は、久米神社の宮司が担当する。南・北となった理由は、昭和30年頃、宝池の水揚げ工事に際し、公文免場の中で、賛成派(北)と反対派(南)に分裂したためと伝えられる。そのため免場も厳密には南北に分かれるが、線引きができないという。

37:上原免場の地神塔。明治41年建立。春秋の地神祭には、屋島神社の宮司が担当する。

「小祠:▲]

7:「お船渡さん」。海の神様と言われ、個人の屋敷内にある。9月17日の祭りには、宝太郎坊大権現の神主を呼ぶ。祠の中の丸石に触れると、イボが取れると言われる。

11:「若宮さん」と「お稲荷さん」(祠6社)。若宮の祭礼は10月13日,稲荷のそれは7月22日。当番が屋島神社の宮司を呼び、お祭りをする。

13:「お荒神さん」。9月23日に、当番が屋島神社の宮司を呼び、お祭りをする。

22:池内家の屋敷神と塚原家(久本免場)の神様。

24:「荒神さん」。山下家が建てた2つの祠。10月9・10日に久米神社の宮司を呼び,祭礼を行う。 当番(オトヤ)がのぼりを立て、しめ縄を張り、お供えをする。獅子舞もある。周囲の竹を切ると、 おなかをこわすとの言い伝えもある。

25: 「三方荒神」。 友久免場の当番(当屋)が正副2軒出て,屋島神社の宮司を呼び,9月27日にお祭りをする。

33:「荒神さん」。かつては、村川家の屋敷神。9月27日に、村川さんが久米八幡の宮司を呼び、祭礼を行う。地域(公文南北免場と岡山免場の一部)から当番(オトヤ)が出て、接待をする。獅子舞がある。

[地蔵:△]

1:地蔵3体がある。8月23日の地蔵盆(お勧忌)には、北堀江免場の人々が、真言を唱える。

2:「大原さん」とか「大原大明神」と呼ばれる。個人で祀る。昔,この辺りが海だった頃,流れ着いた死者(大きなおなかの女性(=妊婦?))を祀ったという。

14: 宝性院地蔵尊。明和・安永年間(1770年代)に、洪水の死者をともらうために、もとの宝性院境内に建てられた。昭和60年に、西の堤防上から現在地に移された。本村西の当番が、久米寺(真言宗、かつて久米神社と同じ。現在は春日川沿い)の僧を呼び、8月23日のお祭りをする。浪花節の講談師も呼ぶらしい。

18:向かいの池で溺死した人を祀る。

35:「無念さん」無縁仏を祀ったという。3月にお祭り、近所の数軒が担当する。お米を、公文・岡本両免場から集め、赤飯のおむすびを作り、子供達に配る。

39: 久米池で溺死した子供を祀ったという。

41:地蔵3体と不動1体。地蔵は、宝池で溺死した子供を祀ったという。

[塚:*]

30:「五輪さん」。あぜ道に沿って3カ所,丸石を積んである。かつては,どの水田にも「五輪さん」があったが,農作業の機械化により,現在ではほとんど姿を消した。

31:「五輪さん」。田の真ん中の丸石。3カ所にあり、それぞれ丸石が3個ずつ積み上げられている。32:「五輪さん」。田の隅の丸石。昔は、水田の真ん中にあり、石が数個積まれていたらしい。この水田の所有者が祀る。

「その他:★]

4:「毘沙門さん」。立派な社殿。寛政3年の棟札がある。文化13年に改築。天保10年,古高松村から新田村堀江に移す。1月15日,5月15日,9月15日に祭礼。地神祭と同じ当番(総代)が,屋島神社の宮司を呼ぶ。お供えは,酒,生魚(タイ,スズキ),洗米,塩,水,野菜,鏡餅,寒天。祭礼の後,当番で分ける。

6:「弁天さん」。水の神様。文政10年建立。お堂は大正13年改修。祭りは、10月16・17日のいずれか。当番が、屋島神社の宮司を呼び、お寿司を振る舞う。子供には、お菓子、おむすびを振る舞う。3年に1回は、浪花節の講談師を呼ぶ。

16:「七面大明神(七面さん)」。女の神様を祀る。法華宗。9月18日に,小山免場の法華宗の信者が集まり,日妙寺(高松市)の僧を呼び,お祭りをする。

19:不動。8月1日に、18の地蔵に小山免場の真言宗の信者が集まり、彼らが地蔵と一緒にお祭りする。伝説では、この場所には、天狗が降りるとか、狸がいたずら(通りがかる人に火を点ける、お化け提灯になる)をするという。

23:金刀比羅神社。昔,琴平の金刀比羅大社からいただいた大きなお札を,もとの岡山神社に奉納した。4月9または10日と10月9または10日に大祭を行う。岡山,公文南北,小山,本村の各免場それぞれから当番が出る。獅子舞がある。

42:「お伊勢さん」。伊勢講関係の社。久米神社の宮司(オタユさん)の世話で、祭礼を行う。

◎本村免場の地神,地蔵などの祭りは,2軒が当番になる。それ以外に「大陶屋」祭りがある。これは,久米神社の八幡様の分身(オカケ国)を祀る。ふだんは自治会長が保管するが,秋の吉日(9月20日頃)に集会所に安置する。

(7) 前田西町 (第127図)

分布図には、自治会の境界を記入した[註5]。

[地神:■]

各免場の地神塔の管理、お祭りは、地区の当番が行う。春秋の地神祭には、久米八幡の宮司(オタイさん)に祝詞をあげてもらった後、免場の人々が集会所で会食する。

20: 東谷免場の地神塔。明治期に建立。同じ敷地に、荒神さんなど3基の小さい祠がある。

27: 勘定免場の地神塔。明治5年建立。平成3年,新川の堤防改修に伴い,現在地に移築された。個人の所有地にある。地神祭の後の会食は,かつては当番の家で会食をした。同じ敷地に,金比羅さんの小祠 (No26) もある。

31: 穂村免場の地神塔。現在の塔は、昭和40年建立。同じ敷地に、小祠3基(「大麻(おおあさ)さん」1基、「荒神さん」2基)がある(▲: №30)。

37: 長塚免場の地神塔。同じ敷地に、「荒神さん」の小祠 (▲: No.38) がある。

42:長渕免場の地神塔。明治期の建立。同じ敷地に、「荒神さん」の小さい祠(▲: No.43)がある。

47:中川免場の地神塔。新川の堤防改修に伴い,この場所に平成4年,新築された。昭和30年,もとの場所に建立された塔は、すぐ脇に置いてある。地神祭では、会食をしない。

[小祠:▲]



第127図 前田西町

29:個人所有の「荒神さん」。江戸時代から、この場所にあると言われる。

38:「荒神さん」2基。春秋に久米八幡の宮司さんに祝詞をあげてもらう。農家以外の人も参加する。 お祭りには,酒,塩,お菓子を備える。会食はない。四神祭と呼ばれ,付近の荒神も同時に祭る。

43:平成3年,新築。河川改修の際,この場所に移築された。祠の中の丸石は,改修時に入れたもの。 荒神の祭りは,春秋に(地神祭りとは別の日),久米八幡の宮司さんを呼ぶ。その後,集会所で会食 する。

45:「荒神さん」。個人の所有だが、長渕免場で管理、祭祀する。明治時代後半に、個人のものとなった。なお、河川改修でもとの場所から移築された。

46:「荒神さん」。河川改修でもとの場所から移築された。脇には、狸(ゴンという名前)を称える石碑がある。地元の庄屋の守り神だったとある。石碑には、荒神祭にお経をあげる。

[地蔵:△]

4:「流れ地蔵」。昔、この辺りに川があり、この地蔵が溺れた人を助けたという。お盆の地蔵祭には、西光寺の住職がお経をあげ、子供にお菓子を配る。

33:個人が所有,管理する地蔵。聞き取りの限りでは,2回,所有者が変わっている。

35:個人所有,管理する地蔵。70年ほど前,亡くなった娘さんを祀るため,作られた。色紙,鞠などが供えられている。

[墓地:口]

3:一族墓。2グループ、14基。2つの家の墓石が並ぶ。もっとも古い墓碑は安永2年。

6:無縁墓。7基。1基は、子供の墓らしい。かなり風化が進んでいる。

16:墓石群。33基。もっとも古い墓碑は、文化25年。墓地は草ぼうぼうで、最近、お参りされていない様子。

22:一族墓。1基。昭和42年建立。

23:勘定免場の共同墓地。数えた限りでは、34家、106基あった。もっとも古い墓碑は、文化元年。昭和40年頃までは、火葬場も兼ねていた。当時の火葬は、免場の人々が班(同行)ごとに行った。火葬の際、やぐらを立て、木材、薪を燃やしたという。

24:無縁仏。行き倒れの人を祀る。現在も、盆と春秋の彼岸にお参りをする。

34・36: 西光寺境内の墓地。もっとも古い墓碑は、明治40年頃。

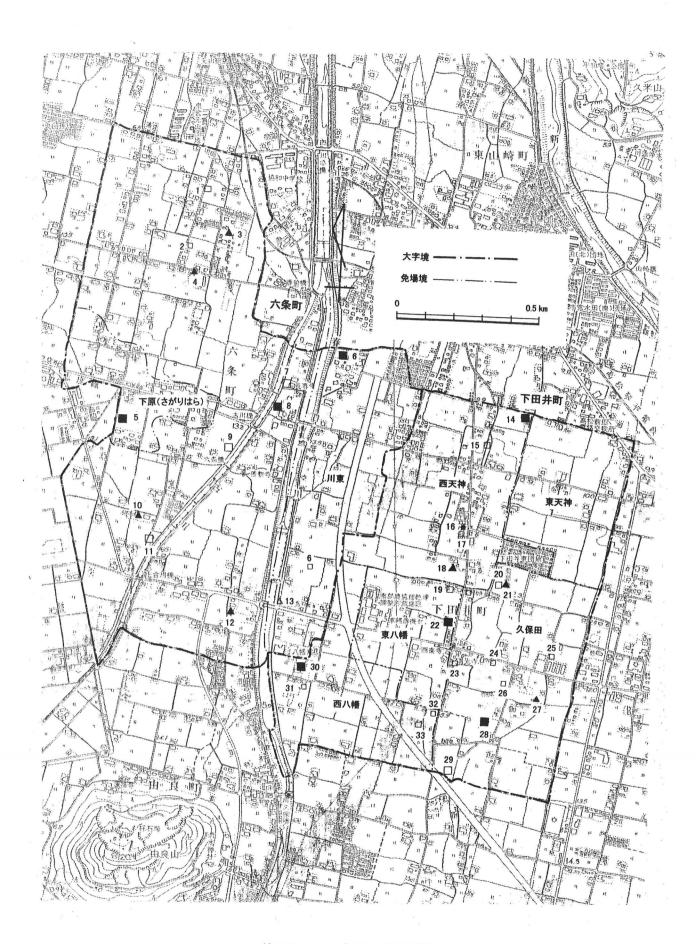
41:長渕免場の共同墓地。100基以上ある。もっとも古い墓碑は天保15年。ここには,以前から火葬場がなかった。。昔は,平尾の火葬場(口:No.40)まで,死体をリヤカーで運んだ。平尾まで運ぶのは,近所(同行)の4,5人。遺族は,夜になってから,焼け具合を確かめに行ったという。遺骨は,四十九日までは自宅に置き,それから納骨したというお話もうかがった。現在では,高松市の火葬場(松島町)に霊枢車で運ぶ。

44:個人墓。宝暦5年,建立。昔,庄屋に殺された人の墓という言い伝えがある。戦前,毎月13日 (命日らしい)にお参りしていたが,戦中は途絶えがちだった。しかし,祀らないと障るというので,10年程前から,再び毎月,お参りしている。

d 高松平野東部(春日川沿岸)

(8) 六条町 (第128図)

[地神:■]



第128図 六条町・下田井町

- 5:下原(さがりはら)免場の地神塔。春秋の地神祭の当番は、農家約40軒の回り持ち。三宮(さんぐう)神社の宮司さんを呼んで、お祭りする。お参りの後、公民館で会食とお酒。
- 6:川東免場の地神塔。広庭神社の境内にある。三宮神社の宮司さんを呼んで、お祭りする。この境内では、10月の秋祭りに獅子舞がある。

[小祠:▲]

- 3:三宮神社境内。熊野神社,天神様,など4祠。
- 4:倉庫の敷地にある。近所の方のお話では、昔、ここに「おおばさん」のお屋敷があり、その屋敷神だろうとのこと。

「地蔵:△]

13:川東免場の地蔵。この地区の4班が、順番に世話をする。進学、就職、病気平癒などでお参りする人は多い。8月23日に地蔵祭がある。長専寺の住職にお勤めをしてもらう。昔は、謡曲大会もあり、盛り上がった。今は、住職のお経とお参りだけ。

「墓地:□〕

- 1:共同墓地。89基。もっとも古い墓碑は, 天明5年。
- 2:一族墓。近所の方のお話では、「おおばさん」のお墓らしい。
- 9:共同墓地。232基。もっとも古い墓碑は、明治45年。
- 11:共同墓地。94基。もっとも古い墓碑は、明治32年。

[その他]

・三宮神社は、かつて鹿島神社という名前だった。上林村の拝師神社 、下林村の岩田神社、六条村の鹿島神社の3社は、昭和19年、軍用飛行場建設のため、六条村の鹿島神社に合祀された。昭和23年、3社を合祀したという理由で、鹿島神社は三宮神社と名前を変えた。なお、江戸時代の藩政村、上林村、下林村、六条村は、明治23年の町村合併で、林村となった。昭和31年、高松市に合併する際、行政地区として上林町、下林町、六条町に戻っている。

(9) 下田井町(第128図)

分布図には, 聞き取りによる免場の境界を記入した。

「地神:■〕

地神祭には, 町内の下田井八幡宮の宮司さんが祝詞をあげる。

28: 久保田免場の地神塔。同じ敷地には、鉾宮様という小祠があり、8月と9月にお祭りがある。

30:西八幡免場の地神塔。八幡宮の境内にある。祭祀は20軒が2軒ずつ,順番に担当する。順番はくじで決める。

「塚:*]

16:「馬塚」。源平合戦で死んだ馬を祀る。

e 高松平野南部

(10) 上林町 (第129図)

分布図には、自治会の境界を記入した[註6]。

「地神:■〕

2:拝師神社境内にある。塔の五角柱の側面に記される5つの神名は、近隣のそれとは異なり、天照大神がなく、その代わりに太田命が刻まれている。祭祀地区も近隣とは異なり、1つの地神を1免場が祀るわけではない。地神祭は、春は西下所、秋は本村(西中林)の人々が担当するという変則的な形である。その理由は次のとおり。この地区では、昭和初期に林飛行場が建設されたため、住民は他所に移らなければならなかった。戦後、飛行場の一部が耕地に解放され、住民は再び入植した。そのため、地神塔を共通に祀ることとなった。なお、拝師神社も戦中、隣村(六条)の鹿島神社に合祀され(鹿島神社は三宮神社と変更される)、一時、廃絶した。昭和25年、もとあった場所に、拝師神社は立て直された。ご神体は三宮神社から迎えられず、高松市中心部の八本松の神社から迎えた。なお5月5日と10月5日に行われる拝師神社のお祭り(記念祭)も、西下所、本村(西中林)両免場の人々が1年交替で担当する。

[地蔵:△]

5:東下所免場で祀る。お祭りは、8月25日(地蔵盆)。

「墓地:□〕

1:上林町の共同墓地。戦中の飛行場建設に伴い、北隣 (多肥)の長池付近に移転した。戦後、もとの場所に戻し、整備をした。もっとも古い墓碑は、明治32年。

(11) 十川西町(第130図)

[地神:■]

5:沖下所免場の地神塔。昭和61年建立。

14: 鰹宇神社境内にある地神塔。南亀田村,東十川村,西東十川村の銘が刻まれている。

[小祠:▲]

12:一族の氏神様。ご先祖を祀る。

「墓地:□〕

6:共同墓地。約30基。もっとも古い墓碑は、文久年間。

8:共同墓地。約170基。もっとも古い墓碑は、弘化2年。

9:共同墓地。約100基。もっとも古い墓碑は、宝永年間。

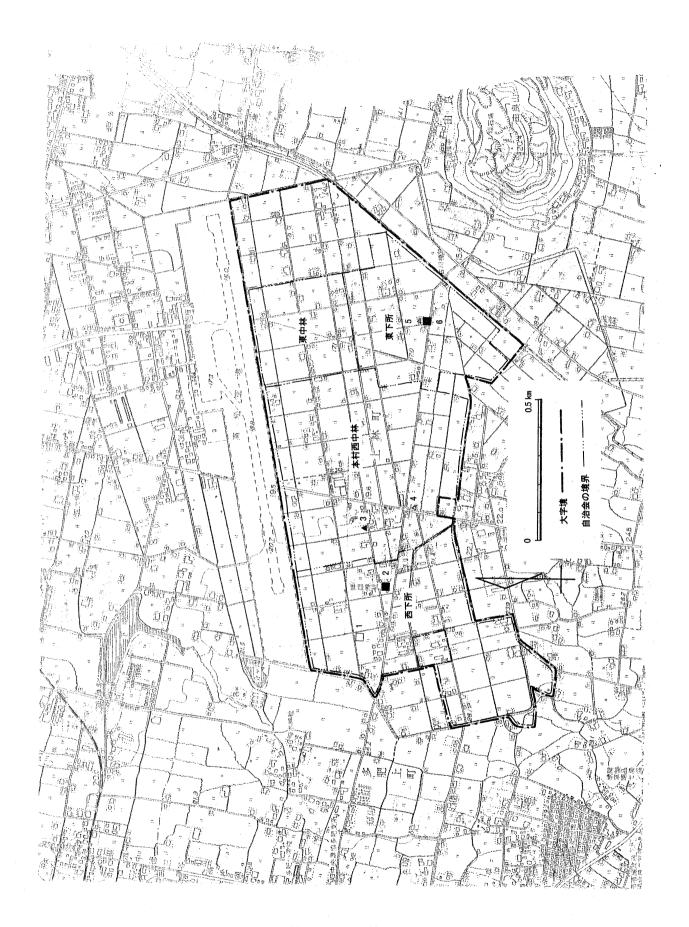
[その他:★]

11:「水神明王」。隣の井戸の石のふたには、天保元年と刻まれている。

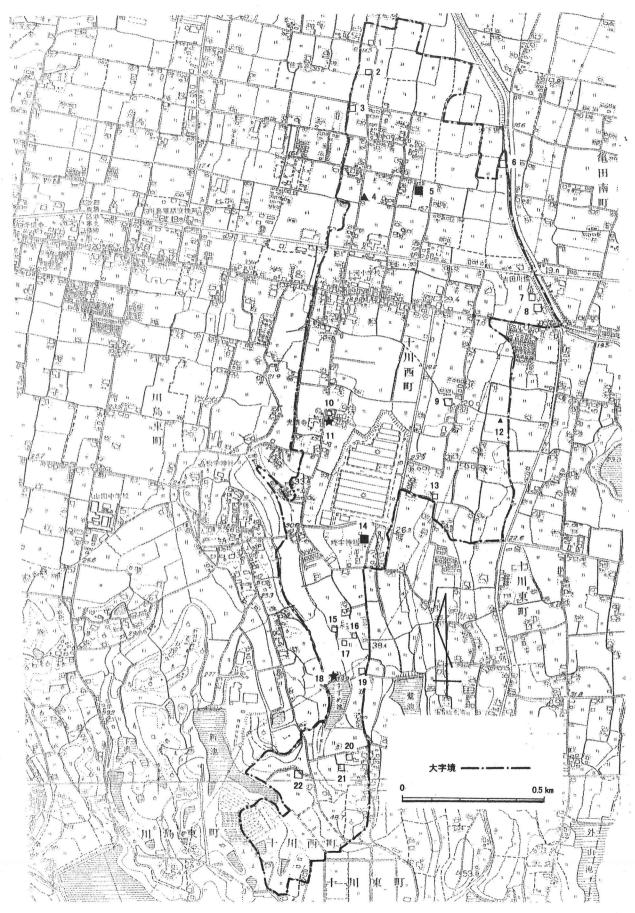
3 おわりに

民俗的ランドマークに関する全体的な傾向として、次の6点が指摘、推測できる。

1)地神(塔)は、まんべんなく分布する。もっとも、免場ごとに1基ずつあるのだから、当然と言えば当然である。



第129図 上林町



第130図 十川西町

- 2) 地神(塔) については、都市化が進む大字(一宮町・寺井町)で消滅しているように推測される。 水田が減り、地神祭を担う農家が少なくなったためであろう。
- 3) 地神(塔)の分布は、比較的新しく開発された大字(春日町)、土地改変をされた大字(上林町)で密ではない。免場の範囲が広く(春日町)、また免場の再編成を余儀なくされた(上林町)ためと思われる。十川西町で密でない理由は、不明である。
- 4) 小祠の分布に関する特徴は、不明である。屋敷神が地域の神様になった場合や、その逆の場合などがあり、何とも言えない。
- 5) 地蔵は、池や河川の堤防上、あるいは道路の交差点などに多い。
- 6) 墓地は、河川の堤防上、あるいは堤防のすぐ外側に多い。特に、古い墓地に、この傾向がある。昔は、堤防付近の土地所有は個人に属さず、同時に河川の氾濫の影響を受けやすい場所だったため、農地にされず、共同墓地を作りやすかったものと推測される。また、かつては、堤防が現在ほど整備されていなかったため、河川が氾濫した場合、墓地自体が流されやすかったようである[註7]。

次に、地域ごとの特色について、1点だけ触れたい。地神の形態は、ほとんどの地域で五角柱の地神塔だった。ただし、檀紙町の地神は、ほとんどが石碑の形態をしている。地神信仰そのものが、近世末から近代初期の流行であったとの説もあり [註8]、大字ごとに当時から形態が異なっていたのかもしれない。

以上が、聞き取りや観察による調査記録である。調査では、免場と自治会の区別が難しかった。民間信仰の担い手は、現在では、政教分離の原則から言えば、自治会ではなく、免場である。しかし、聞き取りの限り、自治会が運営すると教えて下さった場合も少なくない。本文でも、聞き取りに基づき記録したものの、自治会と免場を混同している箇所があるかもしれない。ご指摘いただければ、幸いである。

最後に、調査でお世話になった地元の皆様に、心からお礼申し上げます。

註

- [1] 拙稿「太田地区周辺の民俗的調査:ムラの伝統的空間構成を中心に」高松市教育委員会(編) 『讃岐国弘福寺領の調査:弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書』同委員会,1992年,439-490頁。
- [2] これまで報告した調査結果は次のとおり。(a) \sim (d) は本文中のそれと一致する。
- (a) 前掲註1。
- (b) 拙稿「ムラの空間構成の変容:高松市川島校区を事例に」高松市教育委員会(編)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘報告書(高松市埋蔵文化財調査報告第32集)』同委員会,66-79頁。
- (c) 拙稿「ムラの空間構成の変容(2):高松平野香東川西岸地区の民俗的ランドマーク調査を中心に」高松市教育委員会(編)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘報告書II(高松市埋蔵文化財調査報告第33集)』同委員会,29-37頁。
- (d) 拙稿「ムラの空間構成(3):高松平野新川・吉田川中流域の民俗的ランドマーク調査」高松市教育委員会
- (編)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘報告書III (高松市埋蔵文化財調査報告第35集)』同委員会,61-73頁。

なお, 本報告の調査地区は, 以上の内容とは重複していない。

- [3] 檀紙村誌研究会・檀紙村誌編集委員会による『檀紙村誌』 (1986年) と内容が一部重複する部分があるが、 本報告は悉皆調査による分布図作成に意義があると考えている。
- [4] 古高松郷土誌編集委員会による『古高松郷土誌』 (1977年) と内容が一部重複する部分があるが、本報告は

悉皆調査による分布図作成に意義があると考えている。

- [5]前田郷土誌編集協議会による『前田郷土誌』(1989年)と内容が一部重複する部分があるが,本報告は悉皆 調査による分布図作成に意義があると考えている。
- [6] 林村誌編集委員会による『林村誌』 (1958年) も参考になる。
- [7]本章第1節の稲田報告を参照のこと。
- [8] 中原耕作「讃岐の地神祭り」瀬戸内海歴史民俗資料館年報 4 , 1979年, $1\sim11$ 頁。

第3節 高松平野におけるムラの空間構成

内田忠賢

1 問題の所在

地域社会は、多様な地縁的組織で構成されている。村落社会(ムラ)の場合、それらの組織は、ある程度強く機能し、また、その継続性が比較的高いと思われる。地縁的組織が空間レベルに反映した結果が、一定の領域とその領域を指す呼称=地名である。また、地域社会のメンバーが、土地を分節的に認識した結果も同様に、一定の領域とその領域を指す呼称=地名として現れる。ムラの場合、住民と土地との関わりが深いため、そのような地名やその範囲が比較的長い期間、継承される可能性が高い。つまり、ムラでの地縁的組織や空間認識の有り様は、地名とそれが指す範囲、あるいは、それらの分布と関わるのである。そのような組織や認識をメルクマールとして、何種類もの領域(分布)図を描くことができる。それらの領域図を、比較・検討することにより、ムラ空間の特徴を明らかできる。また、メルクマールとなる事象がどの時期をベースにしているかを考慮しながら、複数の領域図を時間軸で並べることにより、ムラ空間の歴史的な変容過程、重層性を推測することができる。

小論では、次のプロセスに従い、報告する。まず、高松市内の農村部3地区における、ムラの空間構成を、諸資料や聞き取りから、領域図として提示する。次に、近世後期の3地区の空間構成を、複数の領域図から復原する。3地区の複数の領域図を時間軸に沿って並べ、ムラ空間の変容過程を考察する。また、3地区の領域図を相互に比較することで、高松平野における、ムラ空間の歴史的な特徴に言及する。

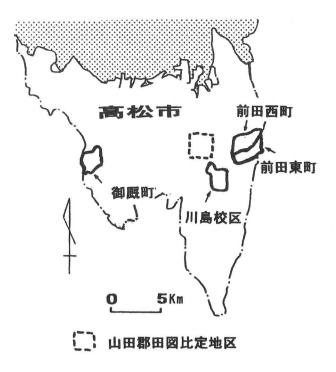
ところで、本報告は、高松市教育委員会が推進する、弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地区(以下、「比定地区」)周辺の歴史環境に関する第2期総合調査の一環である。第1期総合調査では、「比定地区」に限定した調査・研究が主であった[註1]が、第2期では高松平野全域を対象にしている。日本最古の荘園絵図、山田郡田図が残ることからも分かるように、高松平野は古代以来、日本の代表的な先進地域である。そこで、「比定地区」の歴史環境を考えるだけでなく、高松平野全体の歴史環境の重要性に注目すべきである。本報告も、「比定地区」を取り囲む、高松平野周辺部をフィールドに、その歴史環境を明らかにする。

また、本報告は、蓄積の少ない讃岐農村研究の欠を補う事例研究である。上で述べたように、讃岐平野は歴史的に非常に重要な地域であるにもかかわらず、若干の社会経済史に関する論文以外、分析的な研究はほとんどない[註2]。本報告との関連で言えば、地元の方々が熱心に作成した郷土史誌類や、郷土史家の先生方が詳細に調べた民俗事例の報告があるが、管見の限り、地域間の比較やその分析という点で、先行研究が少ない[註3]。たとえば、1960年代の石原潤の村落研究を越えるものは、残念ながら、ないように思われる[註4]。石原も指摘するように、史料が残っていない、あるいは発見されていないことが、最大のネックとなっている。むろん、高松平野に関しても同様である。いずれにせよ、高松平野の農村を調査・記録・研究することが必要である。本報告は、筆者の調査

いずれにせよ、高松平野の農村を調査・記録・研究することが必要である。本報告は、筆者の調査 不足や能力不足で、表面的な事例分析に過ぎない。しかし、少なくとも、地元に還元でき、後の研究 に参考になるような報告をしたいと考える。

2 地域の選定と資料

まず、調査地域について述べたい。「比定地区」は高松平野のほぼ中央部に位置する。「比定地区」では、大規模な区画整理事業や道路網の整備のため、急速な都市化、市街地化が進んでいる。そのた「定地区」周辺の歴史的な総合調査が急務だったわけである[註5]。本報告では、問題の所在の前半で述



第131図 フィールド

べた問題設定のため、比較、的都市化・市 街地化の影響が少ない農村部を選定した。

さて、高松平野は大きく3地域に分類できる。新川流域の東部、「比定地区」を含む中・南部、香東川流域の西部である。そこで、本報告では、東部(新川流域)の前田西・東町、南部の川島校区、西部(香東川流域)の御厩(みまや)町をフィールドに選定した(第131図)。

次に、主に利用する資料について述べ たい。

まず,高松市役所が発行する,市内全域の『小字分布図』(平成元年版)がある。各大字ごとに小字が地図上に記され,参考になる。ただし,『小字分布図』では,大字によっては,小字名のリストがあるだけで,その位置や範囲は示されない。幸いなことに,前田西・東町,川島校区,御厩町については,小字の位置や

範囲が記載されている。小字の成立や変遷の事情は、地域毎に異なると思われるが、それらは不明である。ただし、小字は、明治初期の地籍図作成に際して記録されたデータが基本なので、近世、あるいはそれ以前の地理情報であることに間違いはない。なお、讃岐の小字の範囲は、他地方の小字のそれよりは大きい。

次に、地神の祭祀領域については、聞き取りによった。農業の神様、地神を祀る地神塔は、高松平野各地に分布し、この平野の特徴的な景観の要素となっている [註6]。この祭祀に関わる人々(地神講の構成員)と彼らが住む領域を、メンバ(免場)と呼ぶ。歴史的に、現在のメンバは、近世の小地域単位、「免」につながると言われる。近世讃岐では、政治的、経済的に設定された貢租の地区単位が「免」であった。そして、「免」は、藩による政治経済的な地域を意味するだけでなく、日常生活においてもまとまりのある地域の単位だった [註7]。年配の方や農業に従事する方にお聞きすると、かつて、メンバも地神祭だけでなく、日常の様々な機会で協力しあう地域の単位だったという。現在のメンバの成立時期は、大まかに明治以降(~戦前)としか言えず、メンバの合併、消滅もあったようである。現在の自治会にほぼ継承された場合、まったく継承されなかった場合などあり、メンバと自治会が一致しない場合が少なくない。なお、現在のメンバに属する人は、基本的に農家(旧住民)であり、新住民は所属しない。また、聞き取りの限り、戸の集合であるメンバの境界は、必ずしも明確に線引きできない。

さらに、自治会の範囲については、市内の各出張所でご教示いただいた。本報告では、1990年代の自治会を念頭に置いている。自治会が組織される経緯も様々である。なお、新しい団地では、新たな自治会が組織されている。本報告の趣旨から、そのような新興の自治会は省略して論じた。

そして,近世末期の「免」を比定・復原する際に,鎌田共済会所蔵の『東讃郡村免名録』(以下,『免名録』)を使用した[註8]。『免名録』には,高松藩領の村々の免名と小地名が記録されている。以上の,①小字,②地神祭の領域(メンバ),③自治会,④免,を時間軸で並べると,大まかに④→②→③の順と考えられる。小字は,近世末期の「免」とほぼ同時代か,あるいは,それより前と,

とりあえず想定しておく。

3 領域図の作成

a 高松平野東部 (新川流域)

前田西町と前田東町を事例とする。それぞれの大字は、近世には山田郡西前田村、東前田村であり、明治23(1890)年の市町村制施行に伴い、北亀田村を統合し、山田郡前田村となった。その後、昭和31(1956)年、高松市に合併する。この時点で、現在の各大字となる。ここでは、「免」の復原も行うため、近世末期を想定し、前田西町と前田東町を区別しておく。

[a-1]前田西町

まず,第132図-1が現在の小字とその分布である。また,第132図-2は聞き取りにより作成した,現在の地神祭の領域(メンバ)である。メンバは基本的に所属する戸が構成する領域なので,それら境界は図のように隣接するわけではないが,聞き取った内容に従い,大まかに線引きした。さらに,第132図-3は高松市役所前田出張所が把握する,1998年現在の自治会とその範囲である。以上の3図をもとに,近世末期の免を復原する。

さて, 『免名録』には, 次のように記録されている。

山田郡西前田村

[免名]

[免に含まれる小地名]

熊ノ前上所

熊ノ前

熊ノ前下所

引妻

滝本

滝本, 岡崎, 田楽, 兼石, 中塚, 平尾

山崎境

勘定

中川原

中川原

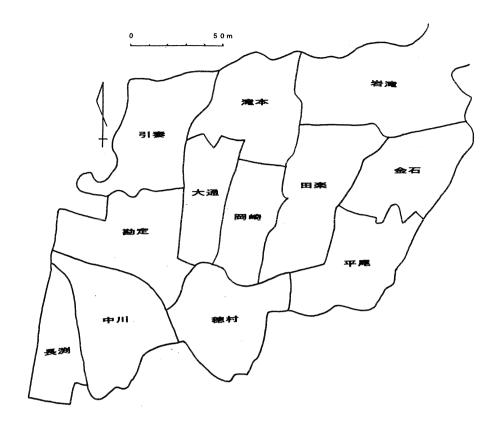
水田

長淵

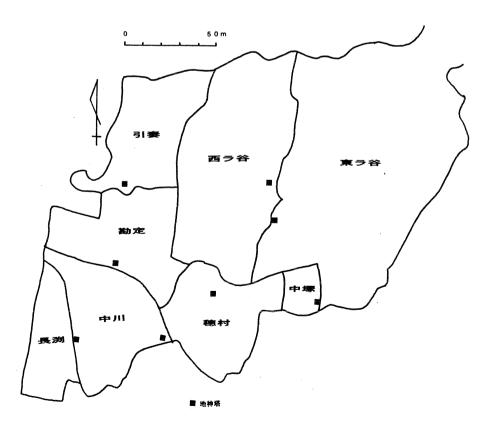
地名比定をしてみよう。まず,現在の「引妻」は第132図- $1\sim3$ で,ほぼ共通する領域を占めるので,近世以来,ほとんど変化がないと推測できる。したがって,「引妻」=熊ノ前下所免と考えられる。同様の理由で,現在の「勘定」=山崎境免である。また,同じく,現在の「長渕」(長淵)=水田免である。そして,同様に,現在の「穂村」(本村)=内間免である。次に,小字「中川」,メンバ「中川」,自治会「中川南部」「河原」は,ほぼ同じ領域に対応するので,中川原免が比定できる。さらに,小字(第132図-1)では,「滝本」,「岡崎」,「田楽」,「金石」(=兼石),「平尾」がある。また,メンバ(第132図-12)と自治会(第132図-13)の「中塚」が,ほぼ小字「平尾」の範囲内に含まれる。以上より,滝本免が比定できる。なお,小字「岩滝」は山の中なので,年貢の地区単位である免を考える際,無視してよい。最後に,残った小字「大通」は,自動的に熊ノ前上所免と推測される。以上により,近世末期における西前田村の免は,第132図-14 のように復原できる。ただし,各免の境界が,あたかも隣接するように表現したが,この境界は大まかなものである。

[a-2]前田東町

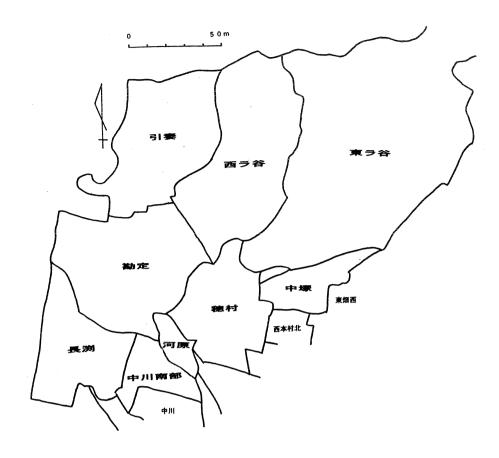
まず,第133図-1が現在の小字とその分布である。また,第133図-2は聞き取りにより作成した,現在の地神祭の領域(メンバ)である [註9]。メンバは属戸による領域であり,聞き取りの限りで



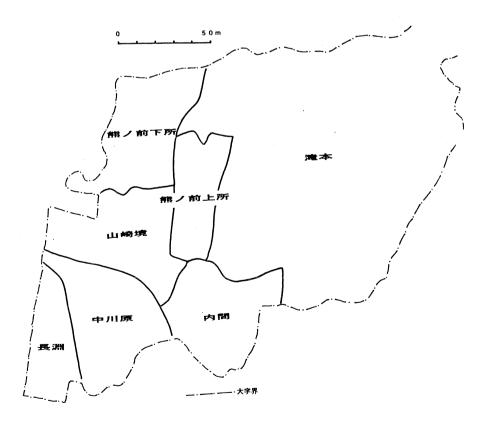
第132図-1 小字(前田西町)



第132図-2 メンバ (前田西町)



第132図-3 自治会(前田西町)



第132図-4 免(西前田村)

は、明確な線引きができなかったため、図にように点線で表現しておく。さらに、第133図-3は前田出張所が把握する、1998年現在の自治会とその範囲である。以上の3図をもとに、近世末期の免を復原する。幸いなことに、近世後期作成と推測される『前田古図』(第133図-4) [註10] が残るので、比定しやすい。東前田村の景観を描写した『前田古図』では、土地利用の様子や東前田村の免名(道南、中川原、山下、中村、東畑)とその範囲、免ごとの土地の肥沃度などが表現されている。さて、『免名録』には、次のように記録されている。

山田郡東前田村

[免名] 「免に含まれる小地名]

中所 大縄,桐木,猫堂,砂入,出口,四ツ街道

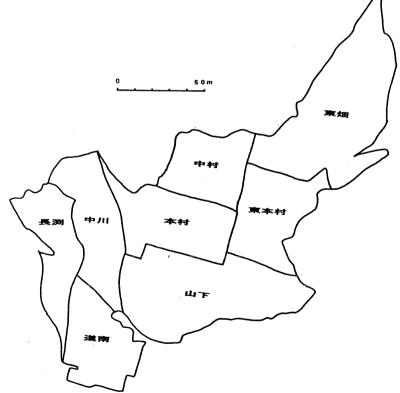
東畑 北砂古,立夕石,大篠,風呂谷,丸山

山下 五反地, 呑田, 金崎, 川根

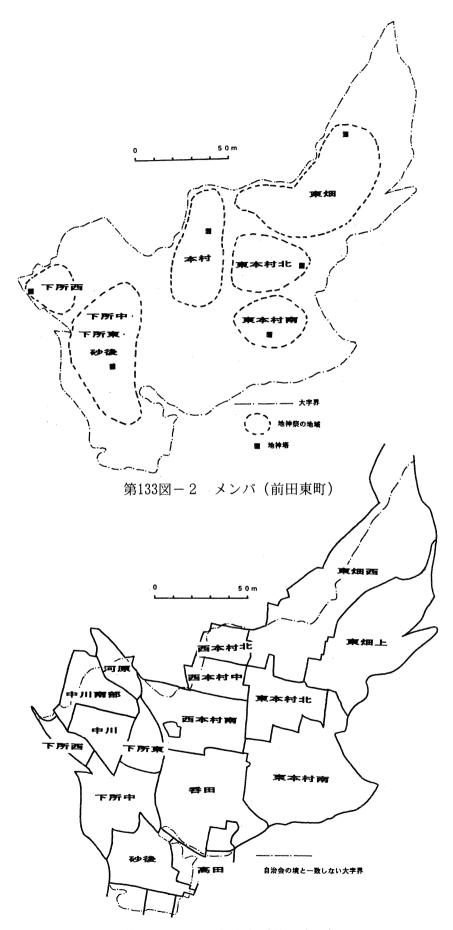
中川原 川原,長淵,柳

道南 砂浚

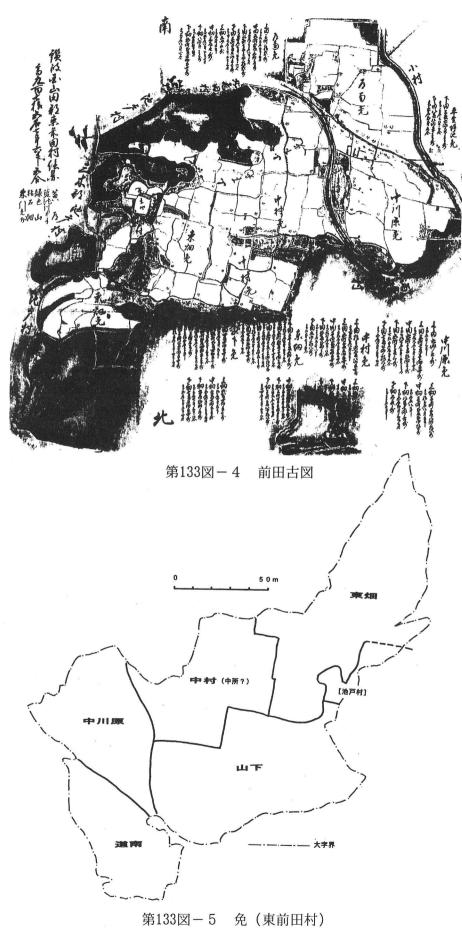
『前田古図』には、中所免以外のすべての免が表示される反面、『免名録』の中所免が記されていない。自動的に『前田古図』にある中村免は、『免名録』の中所免に比定せざるをえない。なお、『免名録』の記載と、小字、メンバ、自治会の名称と領域の対応を記すと、次のようになる。小字図(第133図-1)には、免名に対応する「東畑」、「山下」、「道南」、「中川」(=中川原)があり、小地名に対応する「長渕」(=長淵)がある。いずれも、前述の、『前田古図』の表記と『免名録』の記載の対応を裏付ける結果となる。また、メンバ図(図114-2)に「東畑」「砂後」(=砂浚)があり、



第133図-1 小字(前田東町)



第133図-3 自治会(前田東町)



これも上の比定の裏付けとなる。さらに、自治会図(第133図-3)では「呑田」、「河原」(=川原)、「中川南部」「中川」(=中川原)、「砂後」(=砂浚)があり、同様である。ついでを言えば、東畑自治会の領域内にある中池が、『前田古図』では「風呂谷池」とされており、東畑免の小地名「風呂谷」に対応する。いずれにせよ、『前田古図』を参考にすれば、近世末期における東前田村の免の復原図は、第133図-5で間違いない。

b 高松平野南部(春日川流域)

高松市役所山田支所が管轄する川島校区 (川島小学校区)を事例とする。この校区の行政上の歴史的変遷は、次のようになる。近世から近代初期に、この校区は、坂本村、高野村、上田井村の3村および池田村の一部であった。明治23(1890)年~大正11(1922)年、坂本村、高野村、上田井村の3村は合併して、山田郡坂ノ上村となる。大正11年~昭和28(1953)年には、現在の川島校区の範囲は、山田郡川島町と旧・西植田村の一部にあたる。昭和28年~昭和41(1966)年に、山田郡山田町となり、昭和41年、高松市に合併する。合併後は、旧・山田町の大字「坂元」が大字の川島東町に、「高野」が川島町に、「上田井」が由良町となる。この地区に関しては、すでに本総合調査の『概報Ⅰ』で報告したので、結果のみ説明したい[註11]。

まず,第134図-1は,現在の小字とその分布である。次に,第134図-2は,聞き取りによる地神祭の領域(メンバ)である。第134図-3は,昭和20年頃の集落の大まかな分布範囲である。これは,『川島郷土誌』所収の「昭和20年ごろの川島校区の散村・街村」概略図および「終戦当時の集落名・小字名・戸数」一覧表をもとに推測,作成した[註12]。第134図-4は,山田支所でご教示いただいた,1990年頃の自治会の名称と領域である。以上の情報と『免名録』から復原した,近世末期の免が,第134図-5である。

c 高松平野西部 (香東川流域)

香東川の西,御田町を事例とする。まず、この大字の歴史的変遷を記しておこう。御田町は、近世には香川郡御田村、明治23(1890)年の市町村制施行に伴い、香川郡檀紙村、中間(なかつま)村と合併し、檀紙村となる。さらに、昭和31(1956)年、高松市に合併し、高松市の大字、御田町となった。さて、第135図-1が、現在の小字名とその領域である。また、第135図-2は、聞き取りによる、現在の地神祭の大まかな範囲である。現在は、いくつかの旧メンバが集まって、地神祭を行う地区が

現在の地神祭の大まかな範囲である。現在は、いくつかの旧メンバが集まって、地神祭を行う地区がある。この状態がいつ始まったのか、聞き取りや『檀紙村誌』の記述からは不明である [註13]。そして、第135図-3は、高松市檀紙出張所が把握する、現在の自治会の領域である。以上から、近世末期の免の復原を行う。なお、この復原は、すでに本総合調査第2期の『概報 II』で行ったので [註14]、ここでは概略のみ記しておく。

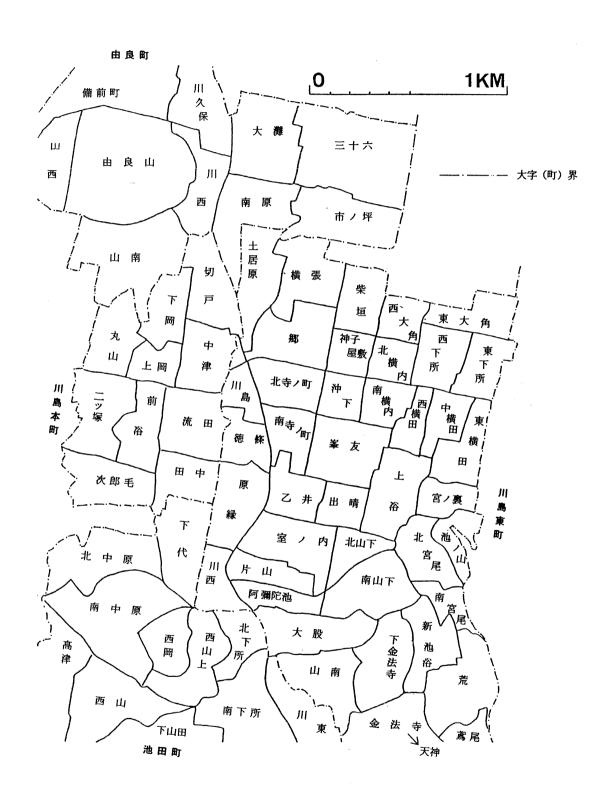
さて、『免名録』には、次のように記される。

香川郡御干村

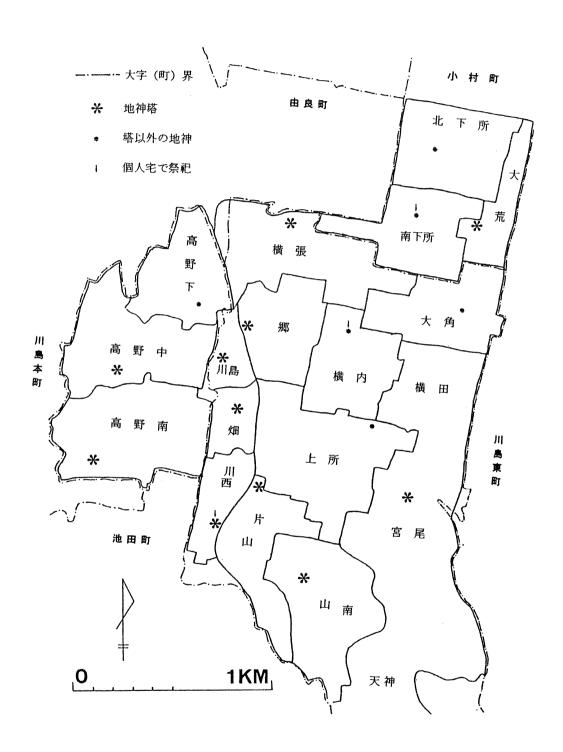
[免 名] 上所,下所,東御干,津内,原引,御笠,正勝,半田,畑方

[小地名] 天神,山ノ谷,池の内,池ノ下,高橋,鍛冶池,正勝,田井中,半田,原引,犬神,南原, さこ,川原,落合,津内,奥原,西山

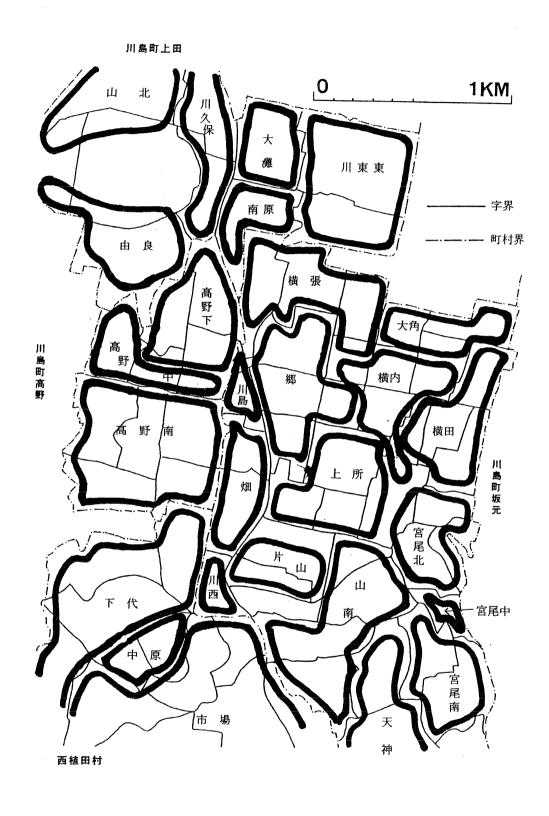
『免名録』では、香川郡の記載形式と山田郡のそれは異なる。川島校区内の村々や東・西前田村が



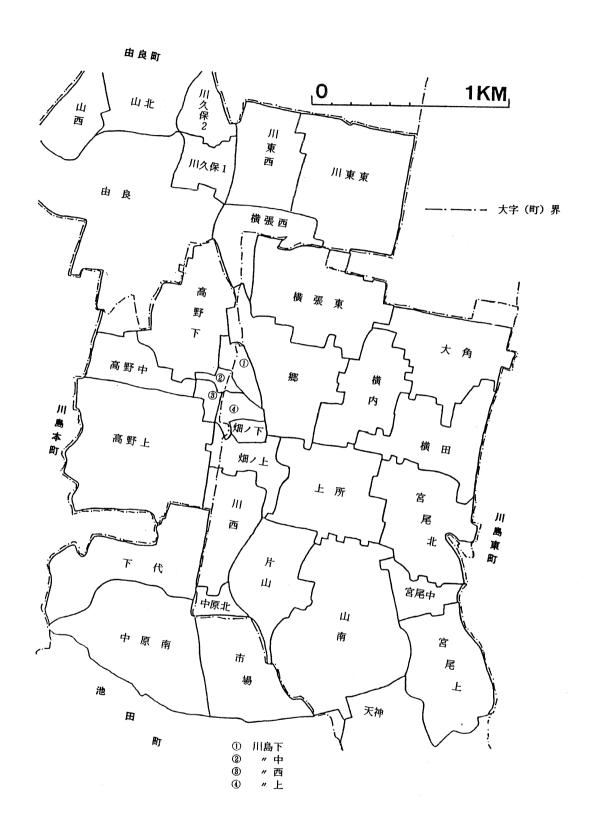
第134図-1 小字 (川島校区)



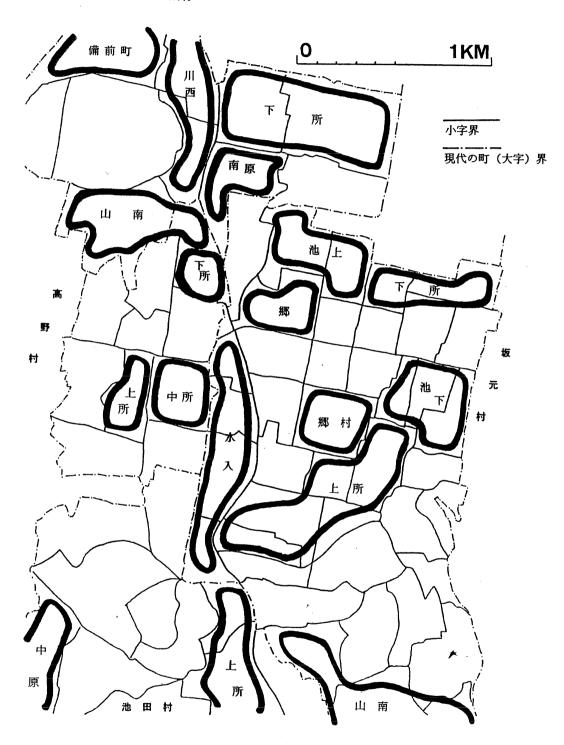
第134図-2 メンバ (川島校区)



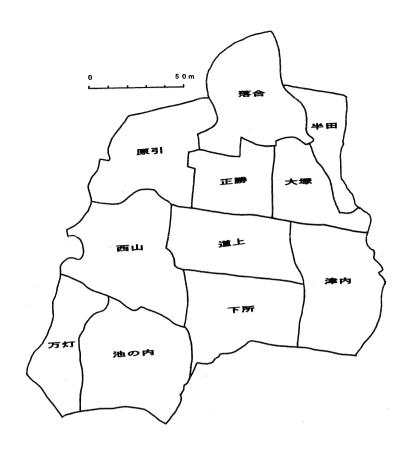
第134図-3 昭和20年頃の集落 (川島校区)



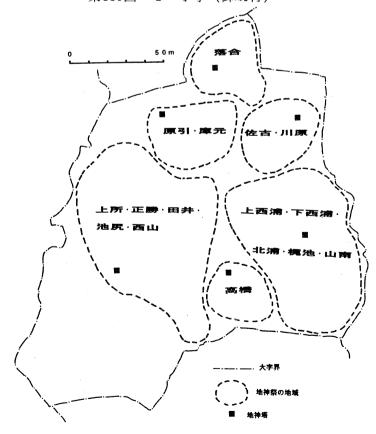
第134図-4 自治会 (川島校区)



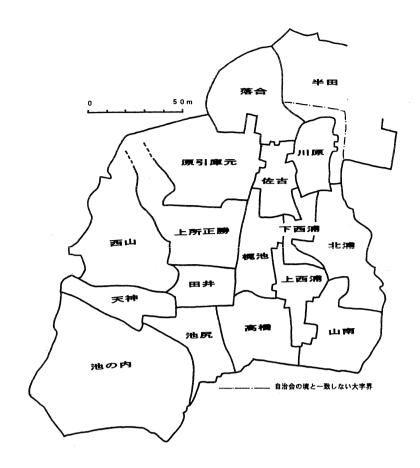
第134図-5 免(坂元村,高野村,上田井村および池田村の一部)



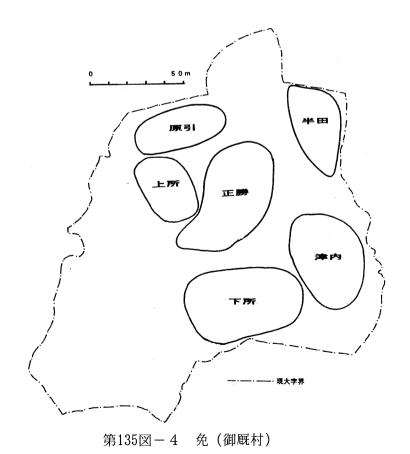
第135図-1 小字 (御厩村)



第135図-2 地神祭の範囲(御厩村)



第135図-3 自治会(御厩村)



-363-

属する山田郡の箇所では、村内の各免とそれらに含まれる小地名の対応関係が示される。しかし、香川郡の村々の箇所では、一括して免名一覧と小地名一覧が示されるだけである。免とそれに含まれる小地名の対応関係は分からない。小地名には、現在の、小字、地神祭の地区名、自治会名に引き継ぐものが少なくないが、免の比定には使えない。また、地神祭の領域も、前述のように、現在では旧メンバの連合で行われるため、免の比定には利用できない。したがって『免名録』に記載された免名だけで復原せざるをえない。

上所免は、「上所正勝」自治会と関連する。下所免は、小字「下所」である。津内は、小字「津内」に対応し、ちょうど小丘陵の津内山周辺と一致する。原引免は、小字、地神祭の領域、自治会ともに「原引」がある。正勝免は、小字「正勝」に対応し、「上所正勝」自治会とも重なる。半田免は、小字、自治会ともに「半田」として残る。東御干免、御笠免は遺称がなく不明である。畑方免も、畑地だった場所と邪推すれば、小字と自治会の「西山」付近とも考えられるが、ここでは不明としておく。以上の結果、近世後期の免の分布は、第135図-4のように復原できる。

4 ムラ空間の変容過程

前章で、高松平野の東部、南部、西部における、近世末期から現在までの、ムラの空間構成を考察した。ここでは、3地域ごとの空間構成の変容過程を考えてみたい。前章で提示した領域図を、近世から現在まで時間軸で並べると、「近世末期の免」図→「地神祭の領域(メンバ)」図→「自治会」図の順になる。「小字」図は近世以前としか、時代が特定できず、また、他の地図が地縁的組織の領域図であるのに対し、「小字」図は性格が異なる。そこで、「小字」図は参考とする。

a 高松平野東部(前田西・東町)

[a-1]前田西町

領域図を時代順に並べると、第132図-4、第132図-2、第132図-3の順となる。この大字の東北は山なので、住民は少ない。したがって、地縁的組織の領域として、近世の滝本免、西ラ谷・東ラ谷の2つのメンバ、西ラ谷・東ラ谷の2つの自治会のように、1領域の面積が大きいのは納得できる。それに対し、中心的集落(本村)である内間免は、人口増加に伴い、穂村・中塚メンバに分かれ、やがて穂村・中塚自治会等と変容する。また、新川と吉田川に挟まれた低地である中川原免は開発に伴い、いくつかの領域(自治会)に分割される。低地の開発にもかかわらず、中川原免が、中川メンバにそのまま継承され、分割されないのは、この場所が主要道沿いで、非農家だけが増加したためと推測される。

[a-2]前田東町

領域図を時代順に並べると、第133図-5、第133図-2、第133図-3の順となる。この大字の東北部は山なので、住民は少ない。したがって、東畑免、東畑の2つのメンバ、東畑西、東畑上の2つの自治会のように、1領域の面積が大きいのは、納得できる。それ以外の地域は、時代を下がるに従い、領域が細分化される。特に西南部は、主要道沿いであり、琴平電鉄長尾線の開通以降、急速に人口増加した。下所中・下所東・砂後という3つのメンバが成立したにもかかわらず、現在は3つのメンバが協力して地神祭をするのは、戦後、非農家が増えたためと推測される。前田東町の中央を東西に貫く、最近のバイパス開通で、自治会がさらに分割、増加することが予想される反面、メンバは減少、消滅する可能性もある。

b 高松平野南部(川島校区)

南端以外はほぼ平地が広がるこの地区の変容過程については,すでに本総合調査第2期の『概報 I』で言及したが [註15],再び簡単に触れたい。領域図を時代順に並べると,第134図-5,第134図-2,第134図-3,第134図-4の順となる。メンバ(第134図-2)と昭和20年頃の集落(第134図-3)の前後関係は判断が難しいが,とりあえず,この順とする。理由は,聞き取りの限り,現在のメンバは戦前からあまり変わらないからである。また,両図の各領域がほぼ一致するので,両者の前後関係はさほど問題にならない。以上の4領域図を比較すると,変容過程には,3つのタイプがあると考えられる。ひとつは,領域が細分化する場合である。細分化する場所は,春日川沿いの南北と東西の主要道(東西は南海道)が交差する川島橋付近である。現在,人口の集中する中心市街地だが,立地から判断して程度の差こそあれ,近世も同様にこの付近の中心地だったのだろう。この付近では,メンバや昭和20年頃の集落でも,1領域が小さい。ふたつには,ほぼ同じ領域を維持する場合である。主要道から外れた純農村地域である。3つには,領域が移動したり,新たに領域が成立する場合である。これは個別の事情があると考えられ,例外的な場所である。

c 高松平野西部(御干町)

領域図を時代順に並べると,第135図-4,第135図-2,第135図-3の順となる。全体的に領域が,やや細分化している。特に,津内山付近(小字「津内」)で,他の場所に比べ,細分化している。この場所は,御干地区の中心地である。明治末期から,御干焼という陶器生産が盛んな場所である[註16]。現在,この付近で自治会の領域の面積が比較的小さいのも,近代後半から戦後頃まで,この地場産業による人口集中があったことと無関係ではない。また,この付近で主要道が交差し,人口が集中したことも,領域が小さくなった要因だろう。だが,この大字では,複数のメンバが地神祭を共同で行う場合が多く,また,近世末期の免が十分に復原できないこともあり,領域の変容過程はあまり分からない。

5 高松平野におけるムラの空間構成

第3・4章において,高松平野3地区の空間構成とその変容過程を考えた。最後に,3地区相互の 比較をしたい。

まず、近世末期の免に関しては、その領域が山や傾斜地に比べ、平野部で小さいことが指摘できる。 免が貢租の地域単位であり、耕作地が広がる場所に免が多いのである。

次に、メンバに関しては、山田郡に属する2地区では個別に地神祭を行っているのに対し、香川郡御厩町では複数のメンバが連合して地神祭を行っている。ただし、本報告書第4章第2節で検討した檀紙町では、必ずしも複数のメンバが連合して地神祭を行っているわけでもないので、香川郡や香東川西岸の特徴とは言えない。

さらに、自治会に関しては、その領域が、各大字の中心地や河川の流域で比較的、細分化されることが共通に指摘できる。中心地では人口の増加、河川流域では低地の開発が進んだためと思われる。

以上のように、高松平野のムラの空間構成の特徴は共通する部分が多い。地域ごとの違いは、あまりないように思われる。これは、近世以来の、高松平野の一円支配が均等になされた証左なのかもしれない。

今後の課題としては、次の点が指摘できる。高松平野の3地域でより詳細な調査を行い、3地域の さらなる共通点だけでなく、わずかでも相違点を発見することである。上の第2点、メンバの連合は、 興味深い現象である。また、本報告では、免やメンバ、自治会という比較的、大きな領域を扱ったが、メンバの下位組織である同行、自治会の下位組織である班など、小さな地縁的組織とその領域を検討することも、ムラの理解には欠かせない。水利組織や各種の講組織、獅子組など地縁的組織との比較も重要である。

いずれにせよ, 高松平野は, 日本の代表的な散村地域であり, 今後も研究対象として非常に価値ある地域と考えられる。また, その変容, 変貌も注目に値するのである。

[謝辞] この総合調査第1期,第2期を通じ,高松市歴史資料館の藤井雄三さん,山本英之さんには,たいへんお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

「註】

- [1] 高松市教育委員会編『讃岐国弘福寺領の調査:弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書』同委員会,1992年。
- [2] たとえば、植村正治「近世前期讃岐農村における農民世帯構成とその変化」香川の歴史8,1987年、 $1\sim13$ 頁、岡俊二「丸亀藩の春免について」香川史学16,1987年, $13\sim30$ 頁、など。
- [3] たとえば、高松市図書館編『高松の民俗(市民文庫シリーズ18)』同図書館、1995年。この中で、川崎正視は飯田町定木の村落構造を具体的に模式図にするが、その説明がほとんどなく、残念である(196~197頁)。
- [4] 石原潤「集落形態と村落共同体:特に讃岐の事例を中心に」人文地理17-1,1965年,38~63頁。
- [5] 筆者は、「比定地区」のムラの空間構成について、不十分ながら言及した。内田忠賢「太田地区周辺の民俗的調査:ムラの伝統的空間構成を中心に」(前掲註1、439~490頁)。
- [6] 中原耕男「讃岐の地神祭り」瀬戸内海歴史民俗資料館年報4,1979年。
- [7] たとえば、細川敏太郎『讃岐民俗誌』三秀社、1972年、20~24頁、丸亀市文化財研究会編『丸亀市民俗誌』同研究会、1985年、57~61頁、木村皓一『讃岐農村経済の解剖』四国教育出版、1933年、199頁、など。
- [8] 『角川地名大辞典:香川県』 (角川書店, 1980年) 所収史料の「小字一覧」による (1116~1121頁) 。
- [9] 内田忠賢「ムラの空間構成 (3): 高松平野新川・吉田川中流域の民俗的ランドマーク調査」(高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡 発掘調査概報告III(高松市埋蔵文化財調査報告35)』61~73頁)。
- [10]『前田郷土誌』所収史料による(前田郷土誌編集協議会編『前田郷土誌』同協議会,1989年)。
- [11] 内田忠賢「ムラの空間構成の変容:高松市川島校区を事例に」(高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田 図関係遺跡 発掘調査概報告 I (高松市埋蔵文化財調査報告32)』66~79頁)。
- [12] 川島郷土誌編集委員会編『川島郷土誌』川島校区地域おこし事業推進委員会,1995年,544~545頁。
- [13] 檀紙村誌研究会・檀紙村誌編集委員会編『檀紙村誌』同委員会,1986年。325~326頁。なお,『檀紙村誌』には,獅子組など昭和11年の「神社奉納調」の内容が大まかに地図化されているが,詳細についての説明がなく,残念ながら利用できなかった。
- [14] 内田忠賢「ムラの空間構成 (2): 高松平野香東川西岸地区の民俗的ランドマーク調査を中心に」(高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡 発掘調査概報告II(高松市埋蔵文化財調査報告33)』29~37頁)。
- [15] 前掲註11。
- [16] 前掲註13, 213~228頁。

第5章 自然科学から見た高松平野

第1節 弘福寺領山田郡田図比定地周辺の遺跡の立地環境 ||

外山秀一

はじめに

わが国最古の荘園図とされる弘福寺領山田郡田図には,方格線や土地利用の状況などが記載されている。 また,それは南北二つの地域に分かれており,それぞれ北地区と南地区とされている¹⁾。昭和62年度以降 2 期にわたり弘福寺領山田郡田図の調査事業が実施され,田図の比定とそれに伴う発掘調査や人文・自然の各 分野から研究が進められてきた。

第1次調査において,筆者は北地区比定地の地形・地質調査による地形分析ならびに花粉分析,プラント・オパール分析を実施し,それらの結果を踏まえて高松平野の植生環境の変遷や稲作の諸問題,土地条件の変化,土地利用などについて検討した²⁾。それらは以下に要約される。

まず、花粉分析の結果、晩氷期~後氷期の植生環境と気候の変化を明らかにした。すなわち、亜寒帯針葉 樹林と冷温帯落葉広葉樹林の混交林から落葉広葉樹林を主体とする林相に変わり、縄文時代前期以降には暖 温帯の常緑広葉樹林が拡大する。また、比較的新しい時期にはそれらとともに二葉マツ類が優占するという 植生の変遷がみられた。その間、冷涼から冷涼・温暖、そして温暖という気候の変化をしていることも明ら かになった。

次に、プラント・オパール分析の結果、弥生時代前期の水田層が確認されるとともに、不定形の小区画水田が発掘された。こうした水田址の発掘その他の成果に基づいて、瀬戸内沿岸から大阪湾岸地域におけるイネ資料を整理し、高松平野の稲作開始期の問題を検討した。そして、日本各地の状況と同様に高松平野においても水稲作の開始期が従来よりも一時期ないしは二時期遡る可能性を示唆した。

さらに、弥生時代以降の土地条件の変化を明らかにし、それと地形環境の変化との対応関係を指摘した。また、第VI層の上面が長期にわたり安定した地表面であったことが判明し、田図に描かれた景観がかかる層準に対応することを確認した。そして、古墳時代後期末~中世初頭およびその前後の同一地表面における土地利用の違いとその変化を明らかにした³⁾。

ところで、高松平野の西端を北流する香東川は、古来現在の流路を維持しつつ瀬戸内海に注いでいたわけではない。空中写真や地形図等の判読によると、無数の旧流路と微高地が確認され、旧香東川の沖積作用が旺盛であったことを物語っている。市域においても、南西から北東方向にかけて放射状にのびる旧河道とそれに伴う自然堤防状や中州状の微高地が点在し、幾度となく氾濫を繰り返した痕跡がみてとれる。

市域ではこれまでに100あまりの遺跡が確認されており⁴⁾,とりわけ弥生時代以降の集落の消長や時期的変遷が明らかにされている。住居跡は旧河道沿いの微高地上に集中してみられ,また水田址は主に旧河道や微高地縁辺で確認されている。こうした集落跡の分布は旧香東川の河道変遷に伴う微地形の変化とそこでの人々の生活を探るうえで注目される。

その一方で、平野では圃場整備や住宅地化による土地の改変が郊外にまで及んでおり、地表面の微起伏の 状態から遺跡の立地と環境を検討することは徐々に難かしくなっている。南地区比定地においても、土地の 改変や旧高松空港の建設とその後の跡地利用などによって条里景観をとどめる地域は限られてきている。

平成6年度からの第2次調査では、条里プランの基準となった山田・香川郡界線や南海道の推定地の調査が実施された。また、田図の南地区比定地においては、発掘調査とともに各分野の研究が進められてきた⁵⁾。

これに伴って,筆者は平成7年度と9年度の調査区で新たに地形分析ならびにプラント・オパール分析を実施した。前者を第1地点,後者を第2地点とする(第136図) 6)。

ここでは、2地点の地形分析ならびにプラント・オパール定量分析⁷⁾ の結果に基づきながら、土地条件の変化や土地利用などについて検討することにしたい。



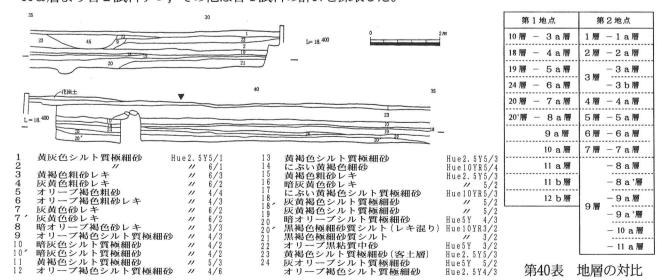
第136図 田図南地区比定地(●試料採取地点) (金田1998に加筆)

1. 地層の堆積状況と試料の採取

1) 第1地点 (第137図・第40表)

第1地点は南地区比定地の東部にあたる。ここでは,ほぼ東西方向に総延長105mに及ぶ第 $1\sim$ 第5の各トレンチが設定され,このうち第2トレンチで試料を採取した。試料採取地点の地表面下 $48\sim170$ cmまでの地層は11層に分けられる。なお,発掘調査区のトレンチ断面の地層との対比は第40表のとおりである。

全般的にはシルト質細砂から砂質シルトの細粒物質で構成され,下位の $9a\sim11a$ 層では有機質のいわゆる黒ボク層となっている。トレンチ断面では4a層において畦畔が確認され水田層と推定されているが,出土遺物がないためにその時期については不明である $^{8)}$ 。プラント・オパール分析用の試料は,3a層と $6a\sim11a$ 層より各2試料ずつ,その他は各1試料の計17を採取した。



第137図 第1地点地層断面図 (▼試料採取地点) (高松市教育委員会1996に加筆)

2) 第2地点 (第138図·第40表)

第2地点は南地区比定地の北部にあたる。調査区ではL字状に第1~第5トレンチが設定され、分析用の 試料の採取は第1トレンチのほぼ中央部でおこなった。試料採取地点の地層の堆積状況は、おおむね上部の 細砂層と中部のシルト質細砂層,下部の砂質シルト層からなり,9a~11a層は有機質の黒ボク層である。

なお、8a層より下位の層準において旧河道状の凹地が検出され、そこからは弥生時代の土器片が出土し ている。また、7a層は第1~第5トレンチまでの全域にわたって分布し、遺物の包含は希薄ではあるが須 恵器杯蓋片や土師器細片,弥生土器細片などが出土しており,8世紀にもっとも近い層準と考えられている。 さらに、 $2a\sim5a$ 層は近世以降の耕土層である 9)。なお、全層が土壌化しており、試料は各層の上部より

(現耕非常耕土)

Hue2.5YR5/4

Hue2.5YR6/3 Hue2.5YR5/4

Hue2.5YR5/3

Hue2.5Y 5/3

Hue10YR 3/3 Hue2.5Y4/3

Hue2.5Y5/3

Hue2.5Y4/3

Hue2.5Y5/3

Hue2.5Y4/3 (地山)

Hue2.5Y4/2 Hue2.5Y5/3

Hue2.5Y5/3

Hue2.5Y5/2

Hue10YR5/3

Hue10YR5/2 Hue10YR5/3

Hue10YR5/4

Hue2.5YR6/3

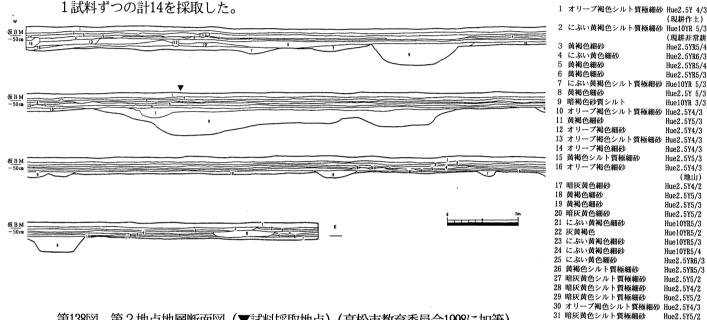
Hue2.5Y5/2

Hue2.5Y5/2

Hue2,5Y5/2

Hue2.5Y5/2

32 暗灰黄色シルト質極細砂 33 暗灰黄色シルト質板細砂



第138図 第2地点地層断面図 (▼試料採取地点) (高松市教育委員会1998に加筆)

1) 第1地点(第139図)

11. 結果

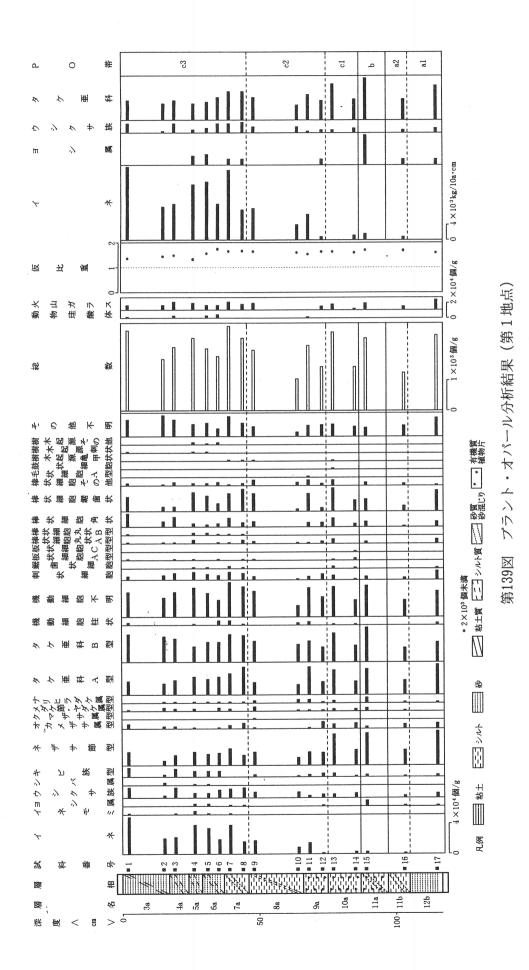
プラント・オパールの層位的産状に基づいて区分された群集帯 (PO帯) はa~c帯で、a帯は検出総数 の違いにより a_1 帯と a_2 帯に、c帯はイネの検出数の違いにより $c_1 \sim c_3$ 帯に細分される。なお、3a層と 6 a~10a層層準にみられるように、同一地層におけるプラント・オパールの出現傾向をみると、各層の上 部で検出総数や量が増加する傾向にある。また,全般的にネザサ節型に代表されるタケ亜科の僅かな増減に 特徴づけられる。

aュ帯の試料17ではタケ亜科が、aュ帯の試料16ではイネが僅かながら検出される。b帯(試料15)ではヨシ属 の一時的な増加がみられる。また, c ュ帯(試料13·14)ではタケ亜科が増減し, c ュ帯(試料9~12)ではイネの僅 かな増加がみられる。 C_3 帯(試料 $1 \sim 8$)になるとイネがさらに増加し、検出総数も安定した出現傾向を示す。

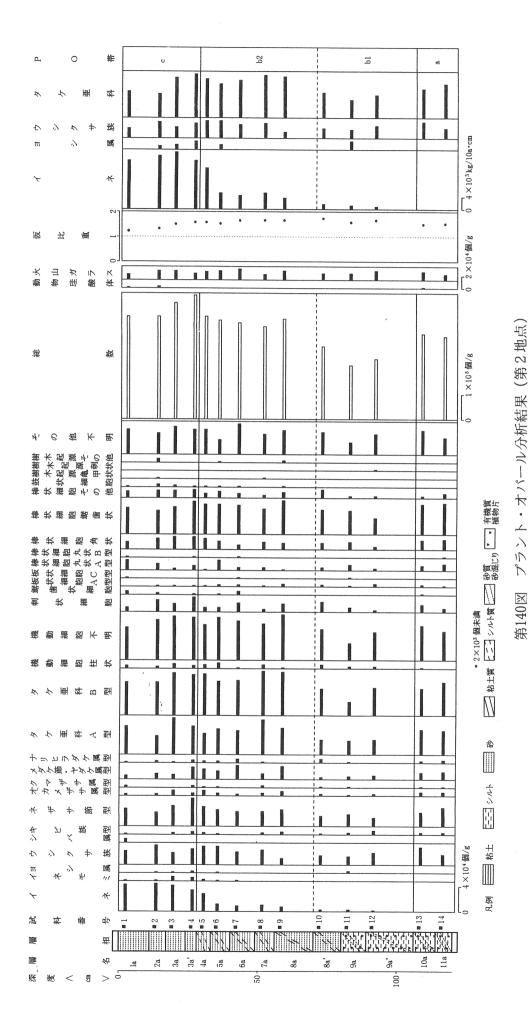
2) 第2地点 (第140図)

プラント・オパール群集帯はa~c帯に区分され,b帯はさらにbュ帯とbュ帯に細分される。第1地点に くらべて全般的に検出数や量は多く,タケ亜科やウシクサ族の安定した出現傾向に特徴づけられる。

a帯(試料13・14)ではタケ亜科やウシクサ族が安定して検出され,検出総数も比較的多い。bュ帯(試料 $10 \sim 12$)になるとイネが検出され, b_2 帯(試料 $5 \sim 9$)ではイネとともに検出総数が増加傾向を示す。さら に,c帯(試料1~4)になるとイネが増加する一方で,タケ亜科をはじめとして検出総数は僅かに減少する。



-370 -



-371 -

深度Cm	層名	層相	試料	PO帯	プラント・オパールの出現傾	向	土地条	件・土	地利用	地形環境
50 63 65	3 a	暗灰色シルト混じり細砂	1) 2							後
67	4 a	茶灰色シルト質細砂	3			9	*	比	稲	
74	5 a	暗茶灰色シルト質細砂	4	Сз	イネの僅かな増加	ケ				背
79 83	6 a	茶灰色シルト質細砂	(5) (6)			亜		較		
85			+			科	*	収	の	低
87 94	7 a	暗褐灰色砂質シルト	⑦ ⑧			の				
96 112 114	8 a	暗褐灰色砂質シルト	9		Mar. 1. 104 day	僅	,,,,	的	**	地
116	9 a	黒褐色シルト	0	C 2	イネの僅かな増加 	か	安		栽	旧
123			12			な		髙		河
133	10 a	黒褐色シルト	(3) (4)	Сі		増	定	•	培	道
137	lla	黒褐色砂質シルト	(5)	b	羽属の一時的な増加	減		燥		o o
147 153	11 b	黒褐色砂質シルト	16	a 2	イネの検出					埋
161	12 b	暗灰色細砂	0	a 1						積

第41表 試料採取地点の環境の変化 (第1地点)

深度Cm	層名	層相	試料	PO帯	プラント・オパールの出現傾	自向	土地条件	件・土	地利用	地形環境
3	1 a	暗灰色細砂	1							後
11	2 a	暗茶灰色細砂	2		イネの増加 検出総数の減少	9	*	比	稲	12
17	3 a	茶灰色細砂	3	С						
24 26	3 a '	茶灰色細砂	4			ケ亜				背
28 30	4 a	褐茶灰色シルト質細砂	⑤			科		較	Ø	
33 35 40 42	5 a	茶灰色シルト質細砂	6	b 2	イネ・検出総数の増加傾向	ウシクサ族の安定した出現傾向	Þ			低
	6 a	褐黄灰色シルト質細砂	7				安	的		
49 51	7 a	褐灰色シルト質細砂	8						栽	地
56 59	8 a	褐灰色シルト質細砂	9					高 培 燥 		旧
70 72	8 a '	褐灰色シルト質細砂	100	b ı						河道
80 82	9 a	黒褐色砂質シルト	10		イネの検出				培	状の
89 91 106 108	9 a '	黒褐色砂質シルト	12							地地
	10a	黒褐色砂質シルト	13)				定			の 埋
114	lla	黒褐色砂質シルト	130	a						積

第42表 試料採取地点の環境の変化(第2地点)

Ⅲ. 考察

1) 土地条件の変化と土地利用

まず、第1地点の地形分析とプラント・オパール分析の結果は、旧河道が埋積を受けてその後後背低地となってゆく過程を示している。プラント・オパールの検出総数と量は全般的に各層の上部すなわち土壌化の進んだ層準において増加しており、各層の堆積後はやや安定した土地条件になったとみられる。また、旧河道を埋積する 9 a \sim 11 a 層は黒ボク層で、河道内はタケ亜科やウシクサ族に代表されるような比較的高燥な土地条件のもとに生育する植物によって充填されている。なお、11 a 層上面の試料15でヨシ属の一時的な増加をみており、ヨシ類の生育を促すやや低湿な環境が一時的に存在したことも推定される(第41表)。

第2地点においても,第1地点と同様の土地条件の変化と土地利用がみられる。凹地を充填する地層のなかでも,9 a 層~11 a 層は黒ボク層となっている。凹地内は埋積を受けはじめた当初から比較的高燥な土地条件であり,さらには埋積の過程においても周辺の微高地の影響を受けていたとみられる。そしてその後,後背低地となって稲の本格的な栽培を促す環境に変わっていった(第42表)。

以上のように、両地点における地形分析とプラント・オパールの分析結果は、ほぼ同様の環境の変化を示している。旧河道あるいは旧河道状の凹地は埋積されて後背低地となるが、これらの埋積過程でイネが検出されることから、比較的高燥な土地条件において稲が栽培されたとみられる。そして、両地点はその後後背低地に変わり、やや安定した土地条件のもとで米の収量の増大がはかられる。

ところで、田畠の地力回復と土地生産性を高めるためにイネ科草本類が肥料として利用されることがあり、分析結果に示されるイネの機動細胞プラント・オパールの検出量の増加が米の生産量の増大に必ずしも結びつくものではない。しかしながら、古代においては株刈りによる稲の収穫であることを踏まえ、しかもイネの検出量をそのまま肥料として利用された稲藁の残存量とみなしたとしても、旧河道や凹地にくらべてイネの検出量は多く、したがって両地点が後背低地になってからの米の生産は増加したとみられる。

なお,こうした旧河道や凹地,後背低地での稲作は,そこで生成された植物の腐食層や洪水の度に供給された地層,微高地を侵食して再堆積した地層などを利用して営まれたとみられる。これは,両地点でイネが増加する一方で,タケ亜科やウシクサ族のプラント・オパールが安定して検出されることとも矛盾しない。

また,両地点からは火山ガラスの検出もみられる。高松平野では井手東 I 遺跡 10 の地表面下 $^{75}\sim100$ cmの層準でアカホヤ火山灰が,また中間西井坪遺跡 11 や木太本村 II 遺跡 12 ではAT火山灰が検出されている。このように,平野の扇状地を構成する地層中には火山灰が挟在しており,両地点で検出された火山ガラスは侵食された火山灰層が洪水等によってより上流域から運ばれて再堆積したものとみられる。

ところで,前述のように南地区比定地の旧河道や凹地は黒褐色のシルトや砂質シルトの黒ボク層によって充填されている。これに対し、北地区比定地の谷底や溝状遺構を埋積する地層は褐灰色から黒色のシルト質 細砂やシルト層であり¹³⁾,両地点間に違いがみられる。これは、両者の標高や扇状地面における扇央部と扇端部の違い、微地形の形成過程や地下水位などの違いとも密接に関わっているとみられる。

2) 高松平野の稲作の開始

第1次の北地区比定地の調査において、弥生時代前期と後期の不定形小区画水田が検出された¹⁴⁾。これが高松平野における稲作遺構検出のさきがけとなり、その後高松市教育委員会や香川県埋蔵文化財調査センターの調査により、弥生時代前期以降の水田址の相次ぐ発掘をみることになる。さこ・長池¹⁵⁾、さこ・長池 II ¹⁶⁾、上西原¹⁷⁾、弘福寺領田図北地区比定地¹⁸⁾(弥生前期)、西ハゼ土居¹⁹⁾、弘福寺領田図北地区比定地²⁰⁾(弥生後期)、さこ・松ノ木²¹⁾(古墳後期)、空港跡地²²⁾(古墳後期~古代)、天満宮西²³⁾、香西南西打²⁴⁾(古代)、さこ・長池²⁵⁾、蛙股²⁶⁾、境目下西原²⁷⁾、兀塚²⁸⁾、鬼無藤井²⁹⁾(古代~中世)、松縄下所³⁰⁾、さこ・松ノ木³¹⁾、上西原³²⁾(中世)、東山崎水田³³⁾(中近世)などの各遺跡がそれである。

時 期	*	初痕土器 *2	: : 炭化米・籾殻・稲藁 *3	イネの花粉化石*4	イネのフ°ラン	ト・オハ゜ール
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1		(土器包含層)	t	(土器包含層) ★5	
縄文前期					岡山-朝寝鼻	
縄文中期					岡山-長縄手	岡山-姫笹原、矢部 福田
縄文後期		岡山-南溝手、福田				岡山-南溝手 津島岡大構内
縄文後・晩 期				岡山一上東 ↓		
縄文晩期 前半		大分-大石	大分一恵良原、大石?			
縄文晩期 後半	岡山-津島江道	愛媛-大渕 広島-帝駅峡名越 岡山-岡大構内 兵庫-岸、今宿丁田 口酒井	兵庫-口酒井、玉津田中	愛媛-大渕	香川-居石 兵庫-大開	
弥生前期 前葉	岡山一津島	兵庫一大開	香川-下川津 兵庫-大開		 	
弥生前期 中葉	兵庫-玉津田中		山口-辻		兵庫 – 戎町	
东生前期 後葉	さこ・長池Ⅱ、上西原	1	徳島 - 庄 山口 - 無田、下東、宮原 惣の尻、綾羅木屬 兵庫 - 本庄町、上ノ島			

- *1 弥生前期の水田址のうち、前半のものは前葉に、後半ならびに前期と記載されているものは後葉とした。
- *2 籾痕土器のうち、弥生前期前半のものは前葉、後半のものは後葉とした。

なお、時期の詳細については不明であるが、縄文晩期と弥生前期の籾痕土器が出土した遺跡として、以下のものがあげられる。

縄文晩期 大分一犬飼町

弥生前期 香川一三井 山口一岩田 広島一亀山、西山、大宮、横路 兵庫一上ノ島、吉田、玉津田中

*3 時期の詳細は不明であるが、縄文晩期と弥生前期の土器包含層や貯蔵穴から炭化米・初殼、稲藁が出土した遺跡その他として、以下のものがあげられる。 縄文晩期 大分一荻町、真査

弥生前期 香川一行末 広島一宮脇 岡山一津島 兵庫一吉田、玉津田中

- *4 イネ花粉がその他のイネ科花粉との比率で30%を超える遺跡についてのみ掲載した。 また、イネの花粉が継続して検出されるものについては↓で示し、その上限のみを示した。
- *5 時期の詳細は不明であるが、殊生前期の土器包含層からイネのフ。ラント・オハ。一ルが検出された遺跡として、以下のものがあげられる。 殊生前期 香川一一の谷

第43表 瀬戸内沿岸地域におけるイネ資料と水田址の出土状況

なお、林・坊城遺跡では旧河道から縄文時代晩期後半の土器とともに諸手鍬をはじめとする木製農耕具の出土をみている³⁴⁾。また、さこ・長池遺跡では、旧河道内の縄文時代晩期~弥生時代前期初頭の層準からスプーン状の木製品が出土している³⁵⁾。さらに居石遺跡では、同じく旧河道の埋積過程において、縄文時代晩期中頃の層準からイネのプラント・オパールが検出されている³⁶⁾。このように、旧河道の埋積過程における稲作関連の遺物の検出は水稲作の開始当初の状況を示しており、同様の傾向は日本各地においてもみられる³⁷⁾。

また,第43表に示されるように,瀬戸内沿岸地域におけるイネ資料と水田址の検出例は近年増加してきた。とりわけ縄文時代の稲作の痕跡は,後・晩期から中期さらには前期にまで遡ろうとしている。しかしながら,それらの全てが岡山に限られるという地域的な特異性を示している。なお,これまでのところ,当地域における水稲作の確実な資料は縄文時代晩期後半になってからである。

3)田図の比定との関わり

次に、南地区比定地ならびに周辺地域で検出された旧河道や旧河道状の凹地の形成と埋積の時期をみることにしたい。南地区比定地の凹地は弥生時代前期以降に形成されており、その後後期以降に埋積を受けている³³。同じく比定地内の8条10里8坪の東境界付近では、南北方向の旧河道状の遺構が確認されている。埋積層は高燥な土地条件下で腐食土層が堆積をするような地層で、7世紀末~8世紀の土器片を含んでいる³³。また、一角遺跡では南西から北東方向の旧河道が検出され、河床からは弥生時代後期の土器が出土している⁴°。さらに、宮西・一角遺跡でも弥生時代後期頃の旧河道と6世紀末~8世紀頃の旧河道状の凹地が検出され、後者は砂混じりシルト状の堆積⁴¹゚で黒ボク層となっている。そして、空港跡地遺跡では弥生時代前期の旧河道がその後埋積を受け、そこでは古墳時代後期~平安時代の遺物を包含する⁴²。なお、北地区比定地においても、浅谷や溝状遺構の埋積は弥生時代後期~古墳時代を中心にみられる傾向にある⁴³)。

南地区比定地周辺でみられるこうした地形環境の変化は,西日本各地においても同様の傾向を示す。すなわち,弥生時代前期末~中期前半に形成された起伏440は古代までに埋積されて比較的平坦となり,安定した土地条件のもとに条里プランは完成されたとみられる450。高松平野の扇状地面においては,弥生時代前期末までに小規模な旧河道や凹地が形成されていた。その後,河道の変遷に伴う扇状地面の段丘化により地下水位が低下することで比較的高燥な土地条件となり,南地区比定地周辺の河道や凹地は黒ボク層によって埋積されていった。

こうした黒ボク層は保水性に富むことから、稲の栽培は十分可能である。黒ボク層を利用した稲の栽培は、たとえば砺波平野の庄川扇状地においてもみられる。8世紀後半とされる東大寺領荘園の開田図の比定地では、黒土層からススキに代表されるウシクサ族やイネが検出されている⁴⁶⁾。ススキをはじめとする酸性に強いイネ科植物は、土に有機物をたくわえる働きをしている。こうした植物の分解によって表土がつくられ、有機物が蓄積されて土を肥やすことになる⁴⁷⁾。

ところで、田図の比定によると、第1地点は山田郡8条10里9坪にあたり、第2地点は山田郡8条10里18坪に相当する。田図からは、それぞれ「津田百五十東代上」「直米三石」「今墾口」と「時除百五十□未給」「□五十東代」の記載が読みとれ、当時田として利用されていたことがわかる。

第1地点でみられる旧河道が南部の空港跡地遺跡で検出されたそれに連続するものであれば、その時期は弥生時代前期にあたる。また、旧河道の埋没後には水田が営まれており、そこでは古墳時代後期~平安時代の土器と畦畔が出土している⁴⁰。第1地点では出土遺物がないために、田図に示された時期の状況を復原するまでにはいたっていないが、旧河道の埋積後の地層は8a層であり同層準では

イネが増加する。第2地点では、7a層がそれにあたり時期的には8世紀に近いことから、かかる層準が田図の記載にもっとも近い状況を示していることになる。

すなわち、黒ボク層あるいは褐灰色のシルト質細砂層による旧河道や凹地の埋積が8世紀頃まで継続し、そしてその後地層は暗褐灰色の砂質シルトや褐灰色のシルト質砂層に変わり、イネの検出量は増加する。田図にみられる「津田」というのはこうした状況を示すものであろうか。この時期が8世紀であるとすると、南地区比定地周辺では比較的平坦な土地において稲が栽培されていたことになる。

おわりに

南地区比定地の2地点の地形分析とプラント・オパール分析の結果,第1地点では旧河道が,また第2地点では旧河道の凹地が埋積されて後背低地となり,その過程において稲作が営まれている状況をみた。また,後背低地においては8世紀に近い時期の状況が明らかになり,田図の記載内容を検討する材料が得られた。北地区比定地にくらべて,当時の様相をより具体的に把握できるようになってきたと言えよう。

第1次と第2次の総合調査を通して、田図比定地のみならず高松平野の古代の諸相が明らかになり、各遺跡が伝える情報量は飛躍的に増大した。今後、田図の比定をより確かなものにし、当時の景観復原や土地利用、土地制度のあり方などを解明するためにも、田図比定地およびその周辺におけるより精緻な調査と研究が望まれる。

註

- 1) 高松市教育委員会(1992) 『讃岐国弘福寺領の調査』弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書
- 2) a外山秀一(1987)「旧耕地面の認定ならびに古環境の復原に関する調査」高松市教育委員会『高松市太田地区 周辺遺跡詳細分布調査概報』
 - b外山秀一(1988)「高松平野における花粉分析ならびにプラント・オパール分析 その1-太田地区周辺試掘 調査第13地点-」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報 I 』
 - c 外山秀一(1989)「高松平野におけるプラント・オパール分析 その 2 -昭和63年度第 I 調査区-」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報 II 』
 - d外山秀一(1993)「高松平野におけるプラント・オパール分析 その3-平成元年度調査区-」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅳ』
- 3)外山秀一(1992)「弘福寺領山田郡田図比定地周辺の遺跡の立地環境」前掲1)
- 4) 前掲1)
- 5) a.高松市教育委員会(1996)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報 I 』高松市埋蔵文化財調査報告 第32集
 - b高松市教育委員会(1997)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報II』高松市埋蔵文化財調査報告 第33集
 - c 高松市教育委員会(1998)『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報Ⅲ』高松市埋蔵文化財調査報告 第35集
- 6) 金田章裕(1996)「弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区の表現と条里プラン」前掲5) a
- 7) 定量分析法による試料の処理は、絶対乾燥-重量測定・仮比重測定-ガラス・ビーズの混入-ホモジナイザーによる分散-ストークス法による細粒物質の除去-乾燥の順序でおこない、オイキット液によりプレパラートを作成した。プラント・オバールの分類学的検討は、400倍の偏光顕微鏡下で、主にイネ科の機動細胞プラント

・オパールの形態分類に基づいておこなった。

そして、検出されたガラス・ビーズ(約300個)とプラント・オパールとの比率から、試料1gあたりの各プラント・オパールの個数ならびに総数を求めた。さらに、イネ、ヨシ属、ウシクサ族ならびにタケ亜科の機動細胞プラント・オパールについては、地上部全ての重さ(乾物重)を層厚1cm・面積10aあたりの検出量で示した。

- 8) 前掲5) a
- 9) 山本英之「弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区比定地第2地点の調査」前掲4) c
- 10) a 檀原 徹(1995)「井手東 I 遺跡出土火山灰分析」高松市教育委員会他『井出東 I 遺跡』一般国道11号高松東 道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第四冊
 - b外山秀一(1995)「井手東I遺跡におけるプラント・オパール分析」前掲10) a
- 11) 香川県教育委員会他(1991)『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報 平成2年度』
- 12) 香川県教育委員会(1992)『香川県埋蔵文化財調査年報 平成9年度』 なお、同遺跡をはじめ、香川県埋蔵文化財調査センターで発掘された各遺跡の遺物や遺構の出土状況の詳細に ついては、同センターの木下晴一氏のご教示を得た。
- 13) 前掲2) c·d
- 14) 前掲1)
- 15) 高松市教育委員会他(1993)『さこ・長池遺跡』―般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第一冊
- 16) 高松市教育委員会他(1994)『さこ・長池II遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第三冊
- 17) 香川県教育委員会(1996)『香川県埋蔵文化財年報 平成7年度』
- 18) 前掲1)
- 19) 高松市教育委員会(1998)「西ハゼ土居遺跡現地説明会資料」
- 20) 前掲1)
- 21) 高松市教育委員会他(1994)『さこ・松ノ木遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第二冊
- 22) (財)香川県埋蔵文化財センター(1992)『空港跡地遺跡発掘調査概報 平成3年度』
- 23) 前掲 1)
- 24) 香川県教育委員会(1999)『香川県埋蔵文化財調査年報 平成9年度』
- 25) 前掲15)
- 26) 高松市教育委員会他(1995)『蛙股遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第六冊
- 27) 高松市教育委員会(1998)『境目・下西原遺跡』太田第2土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第1冊
- 28) 香川県教育委員会他(1996)『県道関係埋蔵文化財発掘調査概報 平成7年度』
- 29) 前掲24)
- 30) 香川県教育委員会(1993)『香川県埋蔵文化財年報 平成4年度』
- 31) 前掲21)
- 32) 前掲17)
- 33) 香川県教育委員会(1992)『東山崎・水田遺跡』高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第1冊
- 34) 香川県埋蔵文化財研究会(1993)『林・坊城遺跡』高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第2冊
- 35) 前掲15)

- 36) 外山秀一(1995)「居石遺跡におけるプラント・オパール分析」高松市教育委員会・建設省四国地方建設局『居 石遺跡』一般国道11号高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第七冊
- 37) 外山秀一(1994)「プラント・オパールからみた稲作農耕の開始と土地条件の変化」第四紀研究 第33巻第5号
- 38) 前掲9)
- 39) 山本英之(1996)「弘福寺領山田郡田図比定地南地区周辺の発掘成果と旧地割の検討」前掲5) a
- 40) 前掲9)
- 41) 山本英之(1996)「宮西·一角遺跡」前掲5)a
- 42) 前掲22)
- 43) 前掲3)
- 44) 高橋 学(1992)「高松平野の地形環境-弘福寺領山田郡田図比定地付近の微地形環境を中心に-」前掲1)
- 45) a外山秀一(1990)「プラント・オパール分析からみた歴史時代の土地条件-香川・林町遺跡(仮称),山梨・宮ノ前遺跡,滋賀・光相寺遺跡・吉地薬師堂遺跡を例に-」条里制研究 第6号
 - b外山秀一 (1992) 「地理学におけるプラント・オパール分析の応用」立命館地理学 4号
 - c 前掲37)
 - d外山秀一(1997)「弥生時代以降の自然環境の変化と土地の開発」条里制研究 第13号
- 46) 外山秀一(1997)「プラント・オパールからみた砺波平野の土地利用と黒土層の特性」砺波散村地域研究所研究 紀要 第14号
- 47) 高橋英一(1987)『ケイ酸植物と石灰植物』農山漁村文化協会
- 48) 前掲22)

福寺関係規定は、一部を除いて、省略した。す史料名の掲出方法を、「部を除いて、省略した。るので、綱文と典拠となる史料名のみを掲げ史料本文を掲出しなかった。そのため、[] で示一一世紀初頭までの編年史料を附加したものである。【追補1】【追補2】は、分量が膨大にな料】で同時期の補遺史料を附加し、さらに【追補2 九~一〇世紀史料】で、八九五年以降、したが、今回の史料集成は、「古代弘福寺編年史料」1を再掲し、かつ【追補1 八世紀以前史料」1を補訂したものである。「古代弘福寺編年史料」1は、延暦一三年(八九四)までを収載さの史料集成は、概報1に掲載した「山田郡田図関連史料集成」1所収「古代弘福寺編年史

六五五年 (斉明天皇元年)

是冬 飛鳥板蓋宮焼く。故に、斉明天皇、飛鳥川原宮に遷居する。

[日本書紀] 香明天皇元年

是冬、災,,飛鳥板蓋宮,、故遷,,-居飛鳥川原宮,、

【扶桑略記】 **BK皇元年

十月、飛鳥板葺宮火災、高麗・百済進,訓、天皇、遷;手幸飛鳥川原宮,、造;川原寺,、清明、天皇、遷;手奉飛鳥川原宮,、造;川原寺,、

六七三年 (天武天皇二年)

三月、弘福寺において一切経を書写させる。

[日本書紀] 表武天皇二年三月

是月、聚, 書生、、始写、一切経於川原寺、、

五月二十四日 天武天皇不豫により、弘福寺において薬師経を説く。

○天武天皇十四年十一月己旦(二十七日)に筑紫に来着した新羅使金智祥等を饗するためである。

壬午、為^饗三新羅客等 |、 運二川原寺伎楽於筑紫 | 、仍以二皇后宮之私稲五千束 | 、 納二于川原寺 | 、

右、自今以、宜ト割ート砕前件封戸一、収ー於別庫−、以充ニ毎年安居・国忌及雑斎料度−、仍三綱寺司、与・・(翁)

[日本書紀] 巻三十九

四月十三日 新羅使を饗するために、弘福寺の伎楽を筑紫に運ぶ。

六八六年 (朱鳥元年)

[日本書紀] ※

※

三十九 丁卯、為二天皇體不豫 d、三日、誦二を於大官大寺・川原寺・飛鳥寺 、因以 a 稲納 三寺 ,各有 z 差、言语。 (Kué)(Kué))(Kué))(Kué))(A 山

九月二十四日 天武天皇の不豫により、弘福寺等三か寺において誦経する。

丙戌、幸三于川原寺一、施三稲於衆僧一、

八月十三日 天武天皇、弘福寺に幸す。

[日本書紀] ※

※

三十九

六八五年 (天武天皇十四年)

宝亀十一年十二月十日騰勅存(さ<0*)

諸司「相対計会出納」、不」得「度作」破除「輙充」他用」、

川原寺 五百戸 紫暦年二 紀伊百戸 北野百五十戸 紫暦年越 常隆百戸 上野百五十戸

谷中

&± ○±

1、 李 新 結

[新抄格刺符抄]^{()新訂增補国史大系}

是年、弘福寺に封五百戸を給う。

[日本書紀] 巻三十九

突亥、天皇始體不」安、因以、於二川原寺」、說二薬師経1、安三居于宮中1、(二十四目)(天意)

大月二十九日 百官人を遭して、弘福寺において燃燈供養する。

[日本書紀] 巻三十九

丁亥、勅之、遣」百官人等於川原寺「、為」燃燈供養」、仍大斎之悔過也、(『九音)

九月四日親王以下諸臣に逮ぶまで悉く弘福寺に集いて、天武天皇の病のために瞽願する。

[日本書紀] 巻三十九

正宫, (海爾賈) 辛丑、親王以下、逮三于諸臣, 悉集二川原寺, 為三天皇病, 蓍願云々、丙午、天皇病遂不差、崩三于為目)

十二月十九日 故天武天皇のために、弘福寺等五か寺に無遮大会を設ける。

[日本書紀] 持統天皇元年十二月

乙酉、奉二-為天渟中原瀛真人天皇」、設三無遮大会於五寺」、大官・飛鳥・川原・小墾田・豊浦・坂田、(「木名目)(天恵)

七〇二年(大宝二年)

十二月二十五日 持統太上天皇崩御 ○十二月に依り、斎を弘福寺等四大寺に設ける。

丁巳、設二-斎於四大寺」、(大安寺・薬師寺・元興寺・弘福寺)

七〇三年(大宝三年)

正月五日 故持統大上天皇のために、斎を弘福寺等四か寺に設ける。

【続日本紀】 巻三

弘福寺川原

「和銅二弘福寺」 ^(影字/観)

「弘福寺領田畠流記」

[円満寺文書] [甲斎大学史料編

七〇九年 (和銅二年)

壬午、以二二品志紀親王・正四位下犬上王・正四位上小野朝臣毛野・従五位上佐伯宿禰百足・黄文連(frikun) 本実等」、供二事殯宮事」、挙哀着服、一依二遺詔」行之、自二初七「至二七々」、於二四大寺「設」斎焉、

十月二十五日 太政官、弘福寺領の讃岐国山田郡田二十町ほか水陸田を定める。

〔続日本紀〕 巻三

大月十六日 文武天皇崩御^{つ六月}に依り、初七日忌より七七日忌まで斎を弘福寺等四大寺に設ける。

七〇七年 (慶壽四年)

○盂蘭盆供養か。

玉寅、今三四大寺読三金光明経一、

七月十三日 弘福寺等四大寺に金光明経を読誦させる。

辛未、詔於..四大寺 | 、読..大般若経 | 、度..一百人 | 、守目)

【続日本紀】 巻三

三月十日 弘福寺等四大寺において大般若経を読誦し、一百人を度す。

癸卯、是日、当二大上天皇七七一、遺二使四大寺及四天王・山田等卅三寺一、設」斎焉、守ョ)

(続日本紀) ※三

二月十一日 故持統太上天皇の七七忌に当り、斎を弘福寺等三十三か寺に設ける。

丁卯、奉う為太上天皇、、設」斎于大安・薬師・元興・弘福四寺、、(章)

田臺伯伍拾捌町肆段壱伯貳拾壹歩

陸田肆拾玖町漆段参歩

大倭国 山辺郡石上村田弐拾捌町肆段壱伯肆拾陸歩大倭国 広瀬郡大豆村田弐拾町玖段貮拾壱歩

高市郡寺辺田参町参段参拾玖歩葛木下郡成相村田壱町貮段漆拾弐歩

内郡二見村陸田陸段 陸田壱拾壱町玖段壱伯弐歩

河内国 专伯肆拾步 活江郡田壱拾弐町隆段

尾張国 尔波郡田壱拾町

近江国侨智郡田壱拾町弐段弐伯弐拾捌歩近江国依智郡田壱拾壱町壱段参拾陸歩

美 潰 国 喙蜂間郡田壱拾弐町

驚岐国山田郡田弐拾町

和銅二年歲次己酉十月廿五日正七位下守民部大綠兼行陰陽曆博士山口伊美吉田主

従三位行中納言阿部朝臣宿奈麻呂

正八位上守少史勲十等佐伯造足嶋

從三位行中納言兼行中務卿勲三等小野朝臣毛野

従六位下守大史佐伯直小龍

正四位下守中納言兼行神祇伯中臣朝臣臣萬呂

正凡位下守大綠船連大魚

正五位下守左中弁阿部朝臣使

從五位下守左少弁質毛朝臣使

從五位上行治部少輔采女朝臣比良夫

正五位下民鄧大輔佐伯宿禰石湯

○『東寺古文零聚』」に、「朱印三十余捺タルアトミユレトモ、印文ハイサ、カモ見エス、 其印ノ寸法カネサシ尺ニテ凡弐寸トミユ」とあり。影写本によるに、縦二八・七センチメー トル、懶五三センチメートル。宮内庁書陵部所蔵『東寺古文書写』に、天界三、地界一及び

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

[弘福寺文書目錄]

是年 太政官の定により大倭国高市郡寺廻田畠図を製す。

七一二年 (和銅五年)

延久二年三月十一日 綱の署判略す。○検校及び三

寺家焼亡之剋、消失畢、仍所司等、注二事由一、謹言上、

右、件領田等、SPH依智・伊香両庄、大宝以前、本願佐佐名実 天皇御施入也、其本公験等、(APP)

已上参拾壹町玖段玖拾歩

る中

已上拾町弐段弐佰参拾陸歩

三月十一日の条に収める。○中略、全文は延久二年

同寺所領伊香郡伊香庄田事

已上拾壱町肆段弐佰玖拾捌歩

& ○⊕

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

弘福寺

[東寺文書] 以東寺所蔵

延暦十三年五月十一日 金文は延暦十三年五月十一日の条に収める。○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

、水陸田目録一巻踏官和和銅二年

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

[弘福寺文書目錄]

従界を写す。

器 ○⊕

、 | 附进寺廻田畠白図二枚図 「qu」(大和国高市郡) 「各」(大和国高市郡)「合」(大和国高市郡)

器 ○⊕

延暦十三年五月十一日(全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七一五年 (霊亀元年)

大月十三日 弘福寺等二か寺に斎を設ける。

[続日本紀] 巻六

日,、谢雨滂沱、時人以為、聖徳感通所,致焉、因賜,|百官人祿,、各有,差、癸亥、設,|斎於弘福・法隆二寺,、詔、遺,使奉,|-幣帛于諧社,、析,|兩于名山大川,、於,是、未,経,数(午三月)

七三一年 (天平三年)

是年 近江国の弘福寺大修多羅供田のことあり。

[弘福寺文書目錄]

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

₩ ⊕

大修多羅供田券文一巻+枚

% ⊕±

大枚近江国、^{二枚踏图印}自二天平三年, 迄二宝字二年, 「ē」

≈⊕

延暦十三年五月十一日 ②弘福寺三領の署判及び僧襴使の署判略す。

四月三日 水主内親王皇皇女、弘福寺に大倭国広瀬郡の水陸田并びに庄家瓦山等を施入すると伝える。

[東寺文書] 弘三

弘福寺 牒上僧徧所務所

延暦十三年五月十一日全文は延暦十三年五月十二日の条に収める。
○弘福寺三綱の諸判及び僧綱使の署判略す。

谷中

& ○⊕

▽同田施入書一枚KF大年

常修多羅衆田籍一卷語傳編印 宝亀四年

又拾壹枚

合検収公文拾貮巻

[弘福寺文書目錄]

是年 常修多羅衆田を弘福寺に施入する。

七三四年 (天平六年)

○天平二十年二月十一日弘福寺牒は検討を要する。

則略す。○僧駕の

上座僧林蔵

专主僧伸招

天平弐拾年歲次戊子二月十一日都維那僧良肇

而被二同年八月三日重一牒傳、田畠条里、可二注言」者、今淡海大津宮御字(秀寶八里)日重一牒傳、田畠条里、可二注言」者、今淡海大津宮御字

料、勘録言上、如」前、今具」状、謹牒上、

牒、依..去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨.、縁起資財等、子細勘録、牒..-上同十九年二月十一日.畢、

天皇水主内親王、以二去天平六年歲次甲戌四月三日 , 買納賜広湍郡水陸田并庄家瓦山等是也、因 ,彼郡(朱竇)

二月十一日の条に収める。○中略、全文は天平二十年

水田参拾伍町弐段玖拾参歩

ďΠ

路里十七口利田二段七十	-11米、	┦ 冊′	光、	十九日佐田	一段二百十	-长米、	┦╂,
-------------	-------	-------------	----	-------	-------	------	-----

		(巻)	(米)
定田伍町	,捌段弐伯陸:	紀□	

荒廃田肆町壱段参伯参拾壱歩

合田壱拾町弐伯参拾捌歩(Y世郡) (山青国)

[] (Kk) (+) (2)

[東寺文書] 弘二

三篇に送る。

四月二十二日 畿内班田使、天平十四年班田に依り、山背国久世郡弘福寺田籍を作る。尋で、弘福寺

七四三年 (天平十五年)

延暦十三年五月十一日《文は延暦十一年五月十一日の条に収める。近暦十三年五月十一日(公福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

森 〇마

、、讃岐国田白図 副郡司牒三枚「合」

%⊕

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

[弘福寺文書目錄]

上座

11|慶 都准形

天平七年歳次乙亥十二月廿五日田図定縁勝

を対。

【弘福寺領讃岐国山田郡田図】 公商弘泰氏所蔵[弘福寺領讃岐国山田郡田図] 〇香川県志度町

十二月二十五日 弘福寺、讃岐国山田郡所領の田図を定める。

七三五年 (天平七年)

围匠

主典従八位下秦公病

主典正八位上海首伊布質」の裏書あり。○紙継目に「山背国久世郡天平十四年寺田籍

准判官從七位下許會部朝臣 「難波麻呂一

判官正六位上行中務大丞勲十二等石川朝臣「名人一

長官従四位下守右大弁勲十二等紀朝臣「飯□」判官正六位上神祇少副兼行式部大丞中臣朝臣「清万呂一

天平十五年四月廿二日主典正八位上行主計大屬海首「揖賀一、宋明一

君田、南西、同郷戸主六人部連小坂田、薬師寺田圃、同郷戸主並栗臣族嶋足田、同 郷戸主並栗臣族手巻田、同郷戸主並栗臣豊前田、北,圃,乗田、同郷戸主並栗臣族手巻田

東·南角、東、列栗郷戸主[月] 広庭田、同郷戸主並栗臣族東、南、河、河) 東、南、東、列栗郷戸主[月] 広庭田 同郷戸主並栗臣族手巻田、同郷戸

定一段、下下、南、三酔一段卅八歩田、紫洲八定一段、

下下、東南角、四御田一段七十三歩、 嘉吉 定二百八十八歩、下下、

八段百八歩、‱→定□□□一歩、上中、難田里一幹田三段百廿

五段百卅六歩、上上、卅五川原寺田八段、上中、卅六川原寺田

中、東北角、卅三家田二百五十九歩、上上、東北角、卅四川原田

歩、上下、廿五家田八段卅四歩、上中、廿六家田一段七十二歩、上

三百十七歩、薃。定一段二百十六歩、下下、南、六酔田一段

定二百歩、上中、西、絞屋里四門田百卅四歩、下上、南、五幹田一段

百六十七歩、紫四段百(WHEDWY) 中、卅四門田一段二百十六歩、紫二段

田九段二百八十八歩、mensy、定一段百卅四歩、上中、卅三酔田四段

四段二百十六步、上中、卅一川原一町、紫、定九段、上中、卅二川原寺

原李田四段、流、廿七井門田九十五歩、上上、西北角、廿九川原寺田一町

東、廿川原寺田九段二百卅三歩、麓八磐三、定二百八十八歩、上中、廿一川

延暦十三年五月十一日(全文は延暦十一年五月十一日の余に収める。○○①福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

、 寺線起財帳一巻 天平十九年一

%⊕

合検収公文拾貮巻 又拾壱枚

[弘福寺文書日錄]

是年 弘福寺、弘福寺縁起并資財帳を撰す。

七四七年 (天平十九年)

○神照、弘福寺寺主たること天平二十年二月十一日弘福寺三綱牒に、恵興、弘福寺都維那たる こと天平勝宝三年七月二十七日甲賀郡司解に見える。よって、弘福寺三綱が上座神照、知事縁善、 都維那恵輿であったのは天平二十年より天平勝宝三年に至る時期とその前後である。したがって、 本書は、天平勝宝元年班田に際して、山背国より弘福寺に送られたのであろう。

延暦十三年五月十一日(全文は延暦十三年五月十一日の余に収める。

泰 ○⊕

、、山背国田畠白図一枚「合」

8日

&-○-

合検収公文拾弐巻 又恰壱炆

[弘福寺文書目錄]

[11]編 知事縁善師(別筆) (別筆) 都維那恵興師等時受取、一

正六位上行介勲十二等葛井連「諸□一

従七位下行目釧直「諸人一

正五位下守左衛士督兼行守勲十二等佐伯宿禰「净萬呂」従六位下行緣紀朝臣「伊富一

[東寺文書] 池三

弘福寺 牒上僧綱所務所

注言上大倭国広湍郡庄家田□瓦山等事

翌⊕

而被,,同年八月三日重牒,傅、田畠条里、可三注言,者、9世因三彼郡料,、勘録言上、如前、今具,状、謹牒上、牒、依三去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨,、縁起資財等、子細勘録、牒二上同十九年二月十一日,畢、

天平弐拾年歲次戊子二月十一日 Comanale manage manage managements

十年二月十一日の条に収める。○僧縄の判略す。全文は天平二

七四八年 (天平二十年)

二月十一日 弘福寺 広瀬郡田・庄家・瓦山等のことを勘録して僧綱に言上すると伝える。

[東寺文書] 礼三

弘福寺 牒上僧綱所務所

注言上大倭国広湍郡庄家田□瓦山等事

ďΠ

水田参拾伍町弐段玖拾参歩

廿条五里六坊三段百卅歩

七坊六段二百卅歩

十八坊五段二百卅歩

十九坊五段百廿歩

廿一条五里一坊五段百六十四步

二坊六段七十二歩

三坊七段二百十歩

四坊二段二百卅歩

五坊五段

大坊二段百卅歩

七坊五段百廿歩

人坊一町

九坊一町

十花一甲

十一坊一町

十二坊一町

十三坊一町

十四坊一町

十五坊一町

十六坊一町

十七坊一町

十八坊四段二百八十歩

十九坊四段百卅歩

廿坊一町

廿一坊一町

廿二坊一町

廿三坊一町

廿四坊六段六十七歩

廿六坊八段百八十歩

井一坊一町

井二坊一町

六里五坊一町

大坊一町

十七花一町

十八坊一町

廿二条四里卅五坊一町

卅六坊一町

五里一坊一町

二坊一町

三坊一町

十一坊六段百六十四歩

十二坊一町

墾田参段壱佰玖拾陸歩

○策

廿二条五里十一坊内

-1---∰⊞

雞陸田壱町

廿二条五里十三坊

庄家壱処 花园郡

拉物

甲倉壱口 底 艾豆尺

板倉壱口 ほこさんに

板倉壱口 医工艺员

板倉壱口 点 艾三尺五寸

板倉壱口 点 艾四尺

屋弐口

瓦山壱処 在同郡

在瓦竈参口

東從「御立路」至「坂合部岡」 南徙, 坂合部岡 , 至 , 佐富田 , 西從,, 佐富田, 至,, 船椅路社, 北従,, 船椅路, 至,, 成相木本,

牒、依二去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨、

緣起資財等、子細勘錄、牒...上同十九年二月

十一日, 畢、而被, 同年八月三日重牒, 偁、田畠条里

可..注言.. 者、今淡海大津宫御字(K 翼巢)

天皇水主内親王、以上去天平六年歳次甲戌

四月三日、買納賜廣湍郡水陸田并庄家瓦

山等是也、因,,彼郡料,、勘録言上、如,前、今具,状、謹

鞣工、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日都維那僧良肇

上座僧林蔵

黎目 〇発

寺主僧神照

僧綱、依二三綱牒、、検二・知件田地等」訖、仍為二恒式、、

遠伝。後代一、伏乞、護法四天大王衆、如

||国主并本施主内親王御瞽|、有,破犯輩|、堕

"大地嶽,滅"子孫,、若為"勤修,者、挙福命"官

位一、今、栄」後孫一、謹紹隆」佛法一、将、護

|天朝宝祚 矣、

天平廿年六月十七日佐官業了僧願清

大僧都法師行信

佐官兼薬師寺主師位僧勝福

【東寺百合文書】 ○京都府立総合資料館所蔵「東寺百合文書」」 1函三号

東寺末寺弘福寺広瀬庄在大和園 本縁事

天平弐拾年歲。戊子二月十一日都維那僧良肇

今、栄、後孫、、謹紹二-隆仏法、、将、護」 天朝宝祈、矣、

天平廿年六月十七日佐官業了僧願清

| 秦文 十二月廿二日 (<u>mh</u>)

上、如件、今具,状、謹牒上、

大僧都法師行信

佐官業了僧 臨點

佐官兼興福寺主師位僧永俊

○本文書は検討を要する。紙継目毎に、「弘福寺印」を斜めに踏す。また紙面に同印を踏す。

一、本券并寺牒等云、牒、依..去天平十八年十月僧綱所牒旨.、禄起資財等、子細勘録、牒..上同十九

年二月十一日, 畢、而被, 同年八月三日重牒, 偁、田畠条里、可, 注言, 者、今淡海大津宮御字 天皇水主

内親王、去天平六年歳次甲戌四月三日、買納賜広湍郡水陸田并庄家瓦山等是也、因;彼郡料,、勘録言

上座。林蔵

专主僧神照

如,国主并本施主内親王御瞽,、有,破犯輩,、堕,大地獄,、滅,子孫,、若為,勤修,者、举福命,官位,、

一、僧綱、依三三綱牒」、核二知件田地等「訖、仍為」恒式」、逮「「伝後代」、伏乞、護法四天大王衆、

佐官師位僧恵徹

佐官業了僧臨照

佐官師位僧 恵徹

佐官兼薬師寺主師位僧永俊。

佐宫兼。 辐飘寺。 హ位僧。 勝煏

【東寺百台文書】 O京都布立総合資料館所蔵 世面

-394 -

「広瀬庄解状」

「御庄司承知、任」先日政所下文状」、可^令^弁=-済地利」、若有三所^渋輩」、慥注二-連名一、可^令三言『謂

上」と、別当右中弁(花押)」

弘福寺領大和国広瀬庄使解 申請 本寺 政所裁事

請被..殊任..解状旨.、重致..沙汰.、為..平田御庄下司等..被..抑留..寺領田、又負人等不.d鸥..本寺所勘.

条条子雒状

一、如…留寺領田,事

右、謹検「案内「、件両庄本寺・本家令」経」沙汰「、被」成「 殿下御下文」之日、所」被「相副」公験案 文弐通、其中、天平年中文寺牒坪付所,被,勘注,田数参拾餘町、延久年中寺牒坪付所,被,載注,田 数肆拾餘町也、但彼本願《勅施入公験所〉被二往置,水陸田畠并庄家瓦山等、定二条里,限二四至、不> 注:"段歩, 考也、散田町田坪坪明白之故也、而古典,今荒熟随, 時、作否任, 人矣、因, 之、被三両庚牒 状」、慥載」 本公験坪一、具注「当時見作」、乞二-請免判「之処、代代宰吏、随」坪坪見作一、不」論「多 少,、奉,免已了、而今、平田御庄司等、天平寺牒割免之、延久国判抑留之、自由捨,少取,多、其理

可、然哉、本家、殿下任,、 勅定施入起請之文契,、被,奉,免之、不,可,有,少煩,者也、

一、負所不」随二所勘一事

月十九日の条に収める。○中略、全文は天永三年十

以前条事、言上如,件、望請、 本寺 政所、任,解状旨,、重被,送,寺牒於彼本家 政所,、令,

経」礼定「之後、随」下知「之旨、可」致」其沙汰「也、仍勒在」状、以辞、

天永三年十月九日 使僧寂源

僧厳亮

七四九年(天平感宝元年・天平勝宝元年)

是年五月以前 聖武天皇、弘福寺に大修多羅供財物を施入する。

陸奥国黄金事

続日本紀文

[東大寺要録]○筒井英俊校訂本 建事章之餘

国分金光明寺四千町、元興寺二千町、弘福・法隆・四天王・崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫 観世音寺、々別五百町、諸国法華寺、々別四百町、自餘定額寺、々別一百町、

乙巳、定」諸寺墾田地限」、大安・薬師・興福・大倭国法華寺・諸国分金光明寺、々別一千町、大倭国(キュュョ)

【続日本紀】表于はませて

七月十三日 諸寺の墾田地の限を定め、弘福寺は五百町を限となす。

願、皆使,満足,、令,法久住,、抜,,,済群生,、天下太平、兆民快楽、法昇有情、共成,,仏道,、

資物」、敬捨..諸寺」、所,,冀、太上天皇沙弥勝満、諸仏擁護、法楽薫賀、万病消除、寿命延長、一切所

一切大乗小乗、経律論抄疏章等、必為「転読講説」、悉令「盡竟」、遠限「日月」、窮「未来際」、今故以「茲

四寺、各純二百疋、布四百端、綿一十屯、稲一十万束、墾田地一百町、因発二御願一日、以二花厳経一本、

二寺、各絶三百屯、綿一千屯、布六百端、稲一十万束、墾田地一百町。崇福・春山薬師・建興・法花

墾田地一百町,、法隆寺絶四百疋、綿一千屯、布八百端、稲一十万束、墾田地一百町。弘福・四天王

突击、詔、詹..大安・薬師・元興・興福・東大五寺、各徳五百疋、綿一千屯、布一千端、稲一十万束、(川丰里)

間五月二十日東大寺及び弘福寺等十二か寺に墾田地等を捨す。

延暦十三年五月十一日(全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。○○①福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

&= ○==

、、大修多羅供財物施入勅書一卷^{踏內印}感宝元年「^{合」}

る中

合険収公文拾弐巻 又拾壱枚

[続日本紀] 表平勝宝元年関五月一巻十七

[弘福寺文書目録]

元與寺飛鳥寺

右寺四十町

た和国々分金光明寺

右李別一千町

大安寺 薬師寺 興福寺 大和国法花寺(像)

民部省符山陽道諸国司等

雑格仏法僧中巻

〔東大寺要録〕 珍清井英後改訂本

三月二十九日 民部省、弘福寺への墾田施入を諸国に伝える。

七五〇年(天平勝宝二年)

関五月二十日に施入された墾田地一〇〇町に関わるものと考えられる。

○「摂津播磨紀伊国田券文」は、天平勝宝元年の文書より始まる連券であるので、天平勝宝元年

延暦十三年五月十一日《文は延暦十三年五月十一日の条に収める。近暦十三年五月十一日(3位福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

%⊕

、、 摂津幡磨紀伊国田券文一巻 離園的 自二勝宝元年 | 迄二宝亀八年 |「含」

&a ○⊕

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

(弘福寺文書目録)

観世音寺、々別五百町、諸国法花寺、々別四百町、自餘定領寺、々別一百町、

分金光明寺、四千町。元興寺二千町、弘福・法隆・四天王・崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫

乙巳、定」諸寺墾田地限「、大安・薬師・興福・大和国法花寺・諸国分金光明寺、々別一千町。大倭国(後)

修⁺ 秋七月 ⁶⁺

弘福寺川原 法隆寺嶋 四天王寺

崇福寺志賀寺 新薬師寺 建興寺豊浦寺

下野薬師寺 筑紫観世音寺

右寺別五百町

諸国法花寺

右李别四百町

自餘定額寺

右寺別百町

地許,奉者、宜,依件数,施行」、今以,状下、符到奉行、以前、被二大政官去天平勝宝元年七月十四日符,俑、奉二今月十一日勅,俑、去四月一日記書、寺寺墾田

天平勝宝二年三月廿九日

七五一年(天平勝宝三年)

七月二十七日 弘福寺大修多羅衆、近江国甲賀郡蔵部郷の墾田野地^{8話}を買得する。

[東寺文書] 池二

甲可郡司解 申売買墾田并野地立券事

合墾田弐拾壱町 野地参町 東省 me me me me 在蔵部郷者

右京五条三坊戸主従五位上阿部朝臣嶋麻呂墾田者

以前、得一嶋麻呂申状一偁、以二己墾田并野地一、完二-与大倭国高市郡弘福

寺大脩多羅衆已訖、所」得価銭弐佰参拾貫者、仍勒‧売買両人

肝」連署「名」、依」式立券、如」件、仍具録「事状」、附二使大初位上席養君

安麻呂,申上、以解、

○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。 延曆十三年五月十一日 全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

₹-

大校近江国^{二枚韓国印}自二天平三年一迄三宝字二年一

二枚紀伊国醫国印、二枚播磨国醫園郡印并勝宝五年「含」

大修多羅供田券文一巻--枚

₹

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

[弘福寺文書日錄]

天平勝宝三年八月二日

醫師少初位上物部□□蓮「□□」

員外少目正七位上穴太史「老」

介従五位下熊凝朝臣「五百嶋」 少掾正六位上播美朝臣「奥人」

[]領无位甲可臣「男」

擬大領外正七位上甲可臣「乙麻呂」

天平勝宝三年七月廿七日主幌元位川直「百嶋」

少学頭僧「善勝」

都維那僧「栄修一

寺主兼大学頭僧「恵興一

上坐僧「林蔵」

少镇僧「栄骸」

大鎮兼大上坐法師「蓮勝一

買弘福寺大脩多羅衆

売人従五位下阿部朝臣「嶋麻呂」 (mw ドトロン)

是年 光明皇太后、故聖武太上天皇の遺品の御帯等を弘福寺に施入する。

七五六年 (天平勝宝八歳)

延久二年三月十一日 綱の署判略す。○検校及び三

人,也、^略·其本公験等、寺家焼亡之剋、焼失已畢、仍所司等、注,事由,、謹言上、

右、件領田等、甲質郡^略 蔵部庄、天平勝宝三年、寺家大脩多羅衆、脩多羅供料買得墾田野地等所二施

&⊕

同寺所領国[]部庄田事

& ○⊕

同寺所領伊香郡伊香庄田事

三月十一日の条に収める。○中略、全文は延久二年

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

弘福寺

[東寺文書] (東寺所蔵

延暦十三年五月十一日(全文は、延暦十三年五月十一日の条に収める。○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

る中

二枚紀伊国^{路国印}、二枚播磨国^{路国郡印}并勝宝五年「^{令」}

大修多羅供田券文一券+枚

留 ○⊕

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

[弘福寺文書日錄]

是年 紀伊国及び播磨国の弘福寺大修多羅供田のことあり。

七五三年(天平勝宝五年)

[弘福寺文書目錄]

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

る中

○、御带等施入勅書一巻 mmm 勝宝八年「含」

略。延暦十三年五月十一日(全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。○中、延暦十三年五月十一日(以福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

たものであろう。太上天皇の遺品を東大寺等へ施入する。弘福寺の「御帯等施入勅書」も、六月二十一日に作成し○聖武太上天皇は、天平勝宝八歳五月二日に歿した。同年六月二十一日、光明皇太后は、故聖武

七五七年 (天平宝字元年)

閏八月二十一日 弘福寺等十一か寺に、各々戒本師田十町を置く。

[続日本紀] 表示宝字元年間八月

精動之士、弥進+其行」、宜-告三僧網一、知+朕意」焉、成本師田十町一、自-今已後、毎為二布薩一、恒以二此物一、量二-用布施一、庶使-怠慢之徒、日励二其志一、丙寅、勅曰、如聞、護二-持仏法一、無-尚二木叉一、勧二-導尸羅一、実在-施-礼、是以、官大寺、別永置二三十四。

〔類聚三代格〕 巻十五

|民弘| 民部格(領書) ○弘仁

弥進,其行」、宜,告三僧綱一、知,朕意」焉、主者施行、十町一、自,今以後、每為二布薩一、恒以二此物一、量二-用布施一、庶使,怠慢之徒、日励二其志一、精勤之士、勅、如閒、護二-持仏法一、無」尚二木叉一、勧二-導尸羅一、実在」施,礼、是以、官大寺、別永置三戒本師田

天平宝字元年聞八月廿三日

「越中国礪波郡成本田物書 宝字元年」(第一纸)(编集)

[弘福寺文書目錄]	
合検収公文拾弐巻 又拾壹4	₹
○廿	
□□□□□□□□□□ 枚ºarc∈ 「句」(Ākē) (田) [福入勅書]	宝字元年
○ +	

内相従二位藤原朝臣(伊寶)

天平宝字元年十二月十八日

「明暦四年六月十一日、仙石八郎左衞門より来、則書留也、」

【権作を】

右、永施,東大寺通分, 諸司宜

□□壱拾弐町在 越中国礪波郡 (wēn)

表写 (第二章)

内相従二位藤原朝臣(神暦)

天平宝字元年聞八月廿日

右十一寺、各置,成本師, 布施之、

法華寺

興福寺

(※編表) 新薬師寺

隆學 四天王寺

弘福寺

大安寺

(整加多)

○本書は壬生(小槻)忠利書写による写本であり、第一紙には印影の郭線を七顆写す。

る中

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

大修多羅供田券文一巻+枚

[弘福寺文書目録]

古文零聚』には印ありとする。

○本書は、写である。金刀比羅宮所蔵冨田光美旧蔵文書にも冷泉為恭作成の写本がある。『東寺

-403 -

正六位上行大掾佐珠朝臣伊与秣马

天平宝字二年五月十九日

数,、具如,前、今録,事状,、牒至准,状、以牒、

十四年班田籍,并令,校,図、竞等之名、定,田

牒、寺与二前件竞等,相訴墾田、勘二-検天平

同郡椋人刀良壳田者

卅五谷民田一段百八十歩

已上甲加郡藏部鄉音太部竟田者

井四上谷口田二段三百五十歩 益九十歩

井三下山本田二段二百歩益百歩

廿七条三里廿六上山本田九十歩 卅二上山本田口

近江国同縣 川原寺三麓

[東寺文書] ○宮内庁書陵部所蔵 験貞幹本東寺文書

七五八年(天平宝字二年)

五月十九日 近江国司、甲賀郡蔵部郷の弘福寺所領について百姓田を勘検する。

[弘福寺文書目錄]

21	領依/位上「直		」下素な「「	一天山		
	李印也、《说理李印印》)					
川難	者、以,,宝亀十年四月十一口	日、,讚岐浩	一量足給下、			
	○紙面に「弘福寺印」十三	顆残存す。	本文書は、	天平宝字七年十月二	十二日讃岐国符	を承けて
	十月二十三日より十月二十	九日の間に	作成された	ものと推定される。		

□□□ 難回難回間	
合田中検出田一町四段三[N)
牒、去天平寶字五年巡察 [
出之田、混合妇_午、 [
伯姓、今依三国今月廿二日符旨,、	停;;
仍注」事牒、々至准」状、以牒、	
水平宝□□□ [#]	
+	主政従八位下佐伯
大領外正八位上綾公人足(『	[韓王政大力] [82] 上秦公大成
少領従八位上凡直	──

「讃岐牒一巻」(蟾養)

[東寺百合文書] ○京都府立総合資料館所蔵

となすことを伝える。

十月 讃岐国山田郡司、弘福寺に、讃岐国符の旨に依りて、百姓口分田に班拾したる弘福寺田を寺田

七五九年 (天平宝字七年)

延暦十三年五月十一日文は延暦十三年五月十一日の条に収める。全延暦十三年五月十一日の弘福寺三綱の署判及び僧欄使の判略す。全

○海面に「山田郡印一二二顆を踏す。

復擬主政大初位上秦公「大成」

天平宝字七年十月廿九日 ○目の下に、

七里廿五原田二段七十歩

五里一長田一段百七十歩

九条四里卅六津田三段卅歩

十三里十五數田七十步

井四井門田七十歩

井三圃依田枻歩 C依は、田の

井一垣本田一段百七十歩

十二里卅下原田五十歩

九池口田四段九十歩

十里四池辺田百軒歩

、八条九里卅一池田一段百六十歩

川原寺田内校出田一町四段三百五十歩 Wementimeter。 内域を日内は、内域を

山田畤

[東寺文書] 礼二

十月二十九日 讃岐国山田郡司、弘福寺に、口分田を停止して寺田に戻した弘福寺田の目録を送る。

延暦十三年五月十一日(全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。○①福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

%-

、、讃岐国田白図一巻副都司牒三枚「合」 「合」

%± ○±

合検収公文壱拾弐巻 又拾壱枚

○この田籍は、宝亀五年班田に際して作られたものであろう。

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

% ○±

常修多羅衆田籍一卷踏團編印 宝亀四年「合」

る中

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

[弘福寺文書目錄]

是年 常修多羅衆田籍を作る。

ナナ三 (宝亀四年)

法華・西隆等寺印」、各領•本寺」、

己卯、初令『所司鋳』僧綱及大安・薬師・東大・興福・新薬師・元興・法隆・弘福・四天王・崇福・三井宗思

【続日本紀】 巻三十一

八月二十六日 初めて、弘福寺の寺印を鋳して頒つ。

七七一年 (宝亀二年)

延暦十三年五月十一日(全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。○○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。

泰 ○⊕

幡磨国揖保郡自券一枚^{路郡印}景雲元年

%⊕

合検収公文拾貮巻 又拾壱枚

[弘福寺文書目錄]

是年 播磨国揖保郡司、弘福寺領播磨国揖保郡畠券を作る。

七六八年 (神護景雲元年)

延久二年三月十一日 暑間路する

寺家焼亡之剋、焼失已畢、仍所司等、注,事由、 謹言上、

右、件領田等、甲賀郡水主庄、宝亀六年十一月官省符、水主内親王所¸被¸施入¸也、°°°□其本公験等、

☆⊕

同寺所領回□部庄田事 (ﷺ)

& ○⊕

同寺所領伊香郡伊香庄田事

三月十一日の条に収める。○中略、全文は延久二年

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

弘福寺

[東寺文書] 北丰一

ナー月 太政官、弘福寺領近江国甲賀郡水主荘の領有を認める。

七七五年 (宝亀六年)

延暦十三年五月十一日文は延暦十三年五月十一日の条に収める。全延暦十三年五月十一日の弘福寺三綱の署判及び僧綱使の判略す。全

泰 〇 中

、同国同郡畠相换牒一卷 點團即 宝亀五年「宀」

%₽

合検収公文拾弐巻 又拾壹枚

[弘福寺文書目錄]

是年 山城国司、山城国久世郡の弘福寺所領について、畠の相換を行う。

七七四年 (宝亀五年)

三月二十八日 太政官、弘福寺に石樋池処代として十市郡田四町を施入する。

国符十市郡司(大和) 心...施入, 田肆町 元敖选四位下佐味朝臣宮位田 路東廿二条三山部里九麻生田一町 八葛野田一町

○本文書、「大和国印」六顆を踏す。

外徙五位下行介伊勢朝臣「子老」(事、下同ジ) 正六位上行大掾大原真人「烈公」 正六位上行少錄船連「隹万呂」

- 408 **-**

宝亀八年六月廿九日正六位上行少目桜井田部宿禰

右、国宜,承知、依,件施行,者、今依,符旨, 、施

」勅、依」請施入者、省宜三承知、准」勅施行一、

入如,件、今以,状牒、

[東寺文書] 以東寺所蔵

樋池処之代、所,請如,件者、右大臣宣、奉

去三月廿八日符, 偁、川原寺三網牒云、石

牒、被,,民部省今月廿日符, 偁、被,,太政官

八葛野田一町 廿三条二耳梨里卅五圃工田一町

十市郡路東廿二条三山部里九麻生田一町

合施入田肆町元故從四位下佐味朝臣宮位田

三上藤里二柏原田一町

国牒 川原寺三綱

[四天王寺所蔵文書]

七七七年 (宝亀八年)

○本文書には蔵部荘の記載の前に料紙の欠失があり、水主荘の記載は欠如している。

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

[弘福寺文書日錄]

○右端に雑日裏印影二顆あり。

大輔正四位下勲五等田中朝臣「多太麻呂」

宝亀八年七月廿三日少録正六位上多米宿禰「常人一牒

検納、以牒、

池処之代、所,請如,件者、右大臣宣、奉, 勒、依,請施入者、

牒、被,,太政官去三月廿八日符,俑、川原寺三網牒云、石樋

心施入田肆町 耳梨里卅五里卅五画工田一町 三上藤里二柏原田一町 元故従四位下佐味朝臣宮位田広庙入田肆町 十市郡路東廿二条三山部里九麻生田一町 八易野田一町 廿三条二

民部省牒 川原寺三牒所

[天理図書館所蔵文書]

○本文書は案文である。右端に継目裏印影二顆あり。

宝亀八年七月二日

少目桜井田部宿禰

介伊勢朝臣子老 大掾大原真人烈公

者、郡宜,承知、依,状施行,、符到奉行、

宜,承知、准 」 勅施行, 者、国宜, 承知、依, 件施行,

所,請、如,件者、右大臣宣、奉,勅、依,請者、省

廿八日符 庙、川原寺三綱牒云、石樋池処之代、

右、被..民部省今月廿日符偁、被..太政官去三月

三上藤里二柏原田一町

廿三条二耳梨里卅五面二田一町

命じる。

七八十年 (宝亀十一年)

正牒者、以三宝亀十年四月十一日」、讃岐造豊足給下、

大領外正八位上綾公人足

(型) (暴生政大) (如为) (型) (暴生政大) (初为)

る中

森

、石樋池処代田施入牒三枚「舎」

一枚大和国司路国印「合」

七七九年 (宝亀十年)

「讃岐牒一巻」

年十月二九日の条に収める。○中略、全文は天平宝字七

、一枚国符十市郡司自統 並宝亀八年「合」

【東寺百合文書】 (東部市立総合資料館所蔵) ル函一

主政従八位下佐伯

四月十一日 弘福寺、(天平宝字年間)山田郡司牒を讃岐造豊足に給い、同牒の案文を作る。

□ □ 下秦公□□麻品

一枚民部省踏省印「合」

延暦十三年五月十一日 文は延暦十三年五月十一日の条に収める。近暦十三年五月十一日 〇弘福寺三綱の署判及び僧綱使の判略す。全

天平宝[][] | 外少初位下 ※

少領従八位上凡直

十二月十日 刺して、川原寺等の封戸封物を以て、毎年安居・国忌及び雑斎会料用度に充てることを

川原寺五百戸 💝 🖰

七八七年 (延暦六年)

[弘福寺文書日錄]

8a ○⊕

& ○ □

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

る中

% ○⊕

& ○⊕

、、同郡寺廻田畠白図二枚「台」 「合」(K和國萬市郡) 「合」(「女和銅五年官定

[弘福寺文書目錄]

是年 大和国高市郡、弘福寺廻田畠図を作る。

与, 諸司, 相对計会出納」、不, 得, 度作, 破除, 輙充, 他用」、

宝亀十一年十二月十日謄勅府

是年 班田司、大和国高市郡田図を作る。

、大和国高市郡田白図一巻延暦式年毎田司案

七九一年 (延暦十年)

合検収公文拾弐巻 又拾壱枚

延暦十三年五月十一日(全文は延暦十三年五月十一日の余に収める。)(弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略する。

延暦十三年五月十一日(全文は延暦十三年五月十一日の糸に収める。○○公福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略する

右、自_今以、宜_割_存前件封戸」、又於J別庫「、以充J每年安居・国忌及雑斎料度」、仍三綱寺司、
(38) (see)

七九四年 (延曆十三年)

五月十一日 僧綱及び弘福寺三綱、弘福寺文書目録を作る。

[弘福寺文書目錄]

「弘福寺領田畠流記」(廖紫州)

合検収公文拾弐巻(※)新門)



同国同郡自相换牒一卷 離國宝亀五年「合」

石樋池處代田施入牒一巻 三枚「含」

一枚大和國司路国印 一枚民部省路省印「合」 「合」

、一枚國符十市郡自無「合」

並宝亀八年

、、摂津幡磨紀伊国田券文一巻 輔三故目二勝寶元年 | 迄三宝亀八年 |「⑤」

- [台] [成本的] (图) [第人的書] 一枚路內印 宝字元年
- 、、大**修多羅供財物施入勅書一卷^{踏內印}感宝元**年「含」
- C、御带等施入勅書一巻 h來 akfame 定八年
- 大修多羅供田券文一巻+枚(第三斯側)
 - 二枚紀伊國^{路国印}~二枚播磨國路国郡印并勝宝五年「含」

大枚近江国、「終節国印自二天平三年」迄二宝字二年一

- **梅磨国揖保郡自券一枚踏郡印景雲元年**
- 常修多羅衆田籍一卷 諧傳舞 宝亀四年「宀」
 - 、同田施入書一枚天平六年(第三節側)
- 、、讃岐国田白図一巻副郡司牒三枚「合」 「合」

文零聚』二。第三断簡、根津美術館所蔵文書(原本)。

従儀師

、大和国高市郡田白図一巻延曆六年班田司条「合」

、「同郡寺廻田畠白図二枚、「女延暦+年郡案寫「合」 「合」「女和銅五年官定

、、同国山辺郡田白図一枚「舎」

~、美濃国田白図二枚「ൌ」

~、山背国田畠白図一枚

、河内国田白図一枚「「□□

、、同国野地白図一枚「ൌ」

、二枚白紙

、別三論供田巻文等一巻五枚

「、 寺 緑 起 財 帳 一 巻 天 平 十 九 年 一 (行 間 補 集)

、三枚踏国印

延曆十三年五月十一日小都維那入位僧「隆信」「隆信」

可信荷位僧病

可信満位僧「善永一

都維那住位僧「明開」

上座満位僧「覚崇」

寺主満位僧 「徳安一

小寺主入位僧「隆吉」

可信満位僧「妙諱一

検収僧網使

威儀師「常耀一

従儀師「璟仙一

○本文書、もと「弘福寺印」四三顆路す。第一断簡、影写本「円満寺文書」。第二断簡、『東寺古

参析

敬達天皇代 蘇我馬子、弘福寺を建立すると伝える。

【諸寺縁起集】 U所収曹家本 【諸寺縁型 ○校刊美術史料

件寺者、在l.橘寺北l、敏達天皇十三年二月、蘇我大臣建立、金銅丈六十一面観音、河原寺 Budgethan、東寺末寺也、大和国高市郡、

【諸寺建立次第】 ^{蔣史與上}〇校刊美

河原寺

敏達天皇代御字十三年春二月、蘇我大臣建立、

後移,|高野山,、従,|百済国,持来弥勒仏也、像有,|東塔内,、ヶ、金銅十一面像、丈六、又有,|三重塔,、八大明王、又有,|薬師仏并十二神将,、此寺 弘法大師, 竇跡也、

【諸寺綠起集】 J所収護国寺本〇校刊美術史料

河原寺又云,弘福寺,、

大師旧跡、後移」高野寺辺」云、。金銅、中尊十一面観丈六、光光作、又有三三重塔」、八大明王、又東薬師像并十二神将、此寺者、弘法

六五三年(白雉四年)

【日本書紀】 ^{白雉四年} 巻二十五

等,、多选,1.仏菩薩像,、安,1-置於川原寺,34m/c, ,24m/c, ,贈、皇祖母尊及皇太子等、皆遺,使、弔,1.旻法師喪,、遂為,1.法師,、命,1.画工治堅部子麻呂・鰂魚戸直六月、百済、新羅、遺,使貢,詞献,物、修,1-治処々大道,、天皇、聞,1叉法師命終,、而遺,使弔、并多送

六六一年(斉明天皇七年)

是年 弘福寺建立と伝える。

【東大寺要録】 ②簡井英後校訂本

河原寺 在,大和国城上郡,

寺末寺」云々、行基弁之建立。斉明天皇治七年辛酉建立、又云、弘福寺也、天武天皇御願也、天長聖主勅、分二東大行基弁之建立。斉明天皇治七年辛酉建立、又云、弘福寺也、天武天皇御願也、天長聖主勅、分二東大

天武天皇代 天武天皇、弘福寺を建立すると伝える。

[伊呂波字類抄] 《

弘福寺 号二川原寺一、天武天皇御願也、在二大和国一、

【追補十 八世紀以前史料】

(七二一)

三年、養老六年の諸説がある)この年 弘福寺僧道明、長谷寺を建立すると伝える。(道明が長谷寺を建立したのは文武二年、和銅

「七大寺年表」養老五年条 〈『続群書類従』二十七下〉

[長谷寺法華號相図路]

年 観 日 中 (カ 川 カ)

る。三月三十日 長谷寺において、弘福寺僧道明・沙弥徳道が造立した十一面観音像の供養を行うと伝え

【扶桑略記】神亀四年三月三十日条 〈新訂増補国史大系〉

【日本三代実錄】貞観十八年五月二十八日甲辰条 〈新訂增補国史大系〉

【諸寺緣起集】護国寺本 長谷寺緣起 〈『校刊美術史料』上〉

【諸寺縁起集】 菅家本(長谷寺縁起)〈『校刊美術史料』上〉

【追補2 九一一○世紀史料】

延暦十七年(七九八)

人とする。大月十四日、太政官、僧綱及び十大寺三綱等の従僧・童子の数を定め、弘福寺等は沙弥一人、童子二大月十四日、太政官、僧綱及び十大寺三綱等の従僧・童子の数を定め、弘福寺等は沙弥一人、童子二

国史大系〉「類聚三代格」巻三 延暦十七年六月十四日太政官符(狩野本同じ)(弘仁格・治部) 〈新訂増補

【延喜式】巻二十一玄蕃寮 〈新訂増補国史大系〉

延暦十八年(七九九)

「日本後紀」延暦十八年七月是月条 〈新訂増補国史大系〉 七月 この月、崑崙人が参河国に漂着し、綿実をもたらす。本人の願により弘福寺に住まわす。

弘仁九年 (八三七)

として空海に給うと伝える。後に、空海、弘福寺を真雅に付属すると伝える。この冬、空海、初めて高野山に登り、草庵を作る。これより後、淳和天皇、弘福寺を高野通詣の宿処

[短調和]

弘仁十一年 (八三九)

嶋郡の弘福寺田について正すことを要求する。 十一月十一日 この年、尾張国、班田あり。この日、弘福寺、尾張国に、誤って志賀寺田とされた中

文書集。平安遺文四六号〉 【弘仁十一年十月十七日川原寺牒】天理大学附属天理図書館所蔵文書 〈『天理図書館善本叢書』古

天長二年 (八二五)

別当、弘福寺三觸蝶により、尾張国に図帳を勘険するように伝える。四年・天平勝宝七歳・宝亀四年・延暦五年等証図籍により校正すべきことを伝える。この日、弘福寺十月九日 この日より以前、弘福寺三綱、弘福寺別当に、収公されたり私墾田とされた寺田を天平十

文五一号〉(天長二年十一月十二日尾張国検弘福寺田文)東寺所蔵東寺文書礼六 〈『東寺文書繁英』。平安遺

〇〉(天永二年八月日弘福寺解)京都府立総合図書館所蔵東寺百合文書せ函古文書六 〈平安遺文一七五

四年・天平勝宝七歳・宝亀四年・延暦五年・延暦十九年・弘仁十二年図により勘検する。十一月十二日 尾張国、去る十月九日の弘福寺別当牒により、中嶋郡・丹羽郡の弘福寺田を、天平十

文五一号〉(天長二年十一月十二日尾張国検弘福寺田文)東寺所蔵東寺文書礼六 〈『東寺文書繁英』。平安遺

〇〉(天永二年八月日弘福寺解)京都府立総合図書館所蔵東寺百合文書せ函古文書六 〈平安遺文一七五

承和四年 (八三七)

寺輪転して昼は大般若経を読み、夜は薬師宝号を讃させる。四月二十五日 天地災異を攘うために、弘福寺等二十か寺に五月上旬より八月上旬まで毎旬三日、諸四月二十五日 天地災異を攘うために、弘福寺等二十か寺に五月上旬より八月上旬まで毎旬三日、諸

「続日本後紀」承和四年四月丁巳(二十五日)条 〈新訂増補国史大系〉 (類聚国史巻十一同じ)

貞観元年 (八五九)

会竪義の例に入れる。四月十八日 安祥寺年分度者三人を定め、弘福寺・新薬師寺・法隆寺・崇福寺に准じて維摩会・最勝

【類聚三代格】巻二 貞観元年四月十八日太政官符 〈新訂増補国史大系〉

【日本三代実録】貞観元年四月十八日癸卯条 (類聚国史巻百七十九同じ) 〈新訂増補国史大系〉

貞観十年 (八六八)

「類聚三代格」巻二 貞観十年十月四日太政官符 〈新訂増補国史大系〉十月四日 太政官、弘福寺等九か寺の安居講師に最勝会竪義を務めた僧を請用することを命じる。

貞観十七年(八七五)

| 五号〉 |「貞観十七年三月十六日太政官牒写」東寺所蔵当東寺文書礼四 〈『東寺文書聚英』、平安遺文四五三月十六日 太政官、権律師真然を弘福寺検校に任じる。

貞観十八年(八七六)

「貞観十八年九月七日太政官牒」東寺所蔵東寺文書礼四 〈『東寺文書聚英』、平安遺文補二五三号〉九月七日 太政官、貞操の秩満の替として、寿長を弘福寺別当に任じる。

元慶二年(八七八)

丈六檀像及び十一面観音像を造立する。二月二十五日 太政官、寿長辞退の替として、聖宝を弘福寺別当に任じる。聖宝、任中に、弘福寺に

号》(元慶二年二月二十五日太政官牒)東寺所蔵東寺文書礼礼四(『東寺文書聚英』、平安遺文二五四

「聖宝僧正伝」 〈大日本史料第一編之四 延喜九年七月六日ノ条参看〉

元慶四年 (八八〇)

「延長四年二月十三日民部省符〕東寺所蔵東寺文書礼七 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二二四号〉この年 大和国、班田あり。弘福寺田の寺田、収公され百姓戸田となる。

元慶七年 (八八三)

「元慶七年三月四日太政官牒)東寺所蔵東寺文書礼四 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五五号》三月四日 太政官、勅により、弘福寺別当聖宝を重任させる。

「元慶七年三月四日太政官牒」東寺所蔵東寺文書礼四 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五五号〉八月三日 聖宝を弘福寺別当に重任させる太政官牒が弘福寺寺家に到る。

寛平六年 (八九四)

「寛平六年太政官牒」東寺所蔵東寺文書礼四 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五八号〉この年 太政官、寿長死闕の替として権律師聖宝を弘福寺検校に任じる。

昌泰三年(九〇〇)

【延喜三年十月二十六日太政官牒】東寺所蔵東寺文書礼四 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五九号〉この年 観賢が弘福寺別当に任じられる。

延喜三年 (九〇三)

【延喜三年十月二十六日太政官牒】東寺所蔵東寺文書礼四 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二五九号》十月二十六日 太政官、勅により、観賢を弘福寺別当に重任させる。

延長元年(九二三)

「延長四年二月十三日民部省符」東寺所蔵東寺文書幅 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二二三号〉高市郡の寺田が、天平勝宝七歳・宝亀四年図に寺田となっていることを太政官に報告する。閏四月二十九日 大和国、弘福寺が元慶四年班田で収公され百姓戸田とされたので返却を要求をした

延長三年(九二五)

る。閏十二月二十六日 太政官、民部省に、元慶四年班田で収公された高市郡の弘福寺寺田の返却を命じ

【延長四年三月十日大和国蝶】東寺所蔵東寺文書礼七 〈『東寺文書繁英』、平安遺文二二四号〉〔延長四年二月十三日民部省符〕東寺所蔵東寺文書幅 〈平安遺文二二三号〉

延長四年(九二六)

大和国に命じる。 二月十三日 民部省、太政官の命令により、元慶四年班田で収公された高市郡の弘福寺寺田の返却を、

【延長四年二月十三日民部省符】東寺所蔵東寺文書幅 〈平安遺文二二三号〉

高市郡の寺田を返却すべきこと命じるように伝える。二月二十七日 弘福寺、大和国に、元慶三年閏十二月二十七日太政官符により高市郡に国符を下して

【延長四年三月十日大和国牒】東寺所蔵東寺文書礼七 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二二四号〉

【延長四年三月十日大和国牒】東寺所蔵東寺文書礼七 〈『東寺文書聚英』、平安遺文二二四号〉三月十日 大和国、弘福寺に、高市郡に国符を下して寺田を返却すべきこと命じたことを伝える。

寬弘三年(一〇〇六)

寺田の収公停止と租税免除を認める。十一月二十日 弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和守源頼親、

集、平安遺文四四四号〉(寛弘三年十一月二十日弘福寺牒)天理大学附属天理図書館所蔵(『天理図書館善本叢書』古文書

咸佐川仲(|○|川)

寺田の収公停止と租税免除を認める。 十一月九日 弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和守藤原保昌、

「長和二年十一月九日弘福寺牒」東寺所蔵東寺文書礼十 〈『東寺文書聚英』、平安遺文四七三号〉

米承田年(|○日○)

閏十月 弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和守藤原某、寺田

の収公停止と租税免除を認める。

[永承五年閏十月日弘福寺牒] 東寺所蔵東寺文書礼十四 〈『東寺文書聚英』、平安遺文六八三号〉

天喜元年(一〇五三)

〇七号〉 「天喜元年十二月九日広瀬荘検田帳写」東寺所蔵東寺文書影写外 〈『東寺文書聚英』、平安遺文七十二月九日 弘福寺上座親助、大和国広瀬荘検田使として検田帳を東寺長者政所に進める。

天喜二年(一〇五四)

某、寺田の収公停止と租税免除を認める。十一月二十三日 弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和守藤原

寺百合文書エ函一(平安遺文四九一七・七二三号)(天喜二年十一月二十三日弘福寺牒)京都大学所蔵教王護国寺文書一2・京都府立総合資料館所蔵東

熈平三年(一○六○)

九月 弘福寺、大和国に寺田の収公停止と租税免除を申請する。

謄写本〉「東寺古文零聚」巻二、巻六 〈小浜市立図書館所蔵伴信友文庫、東京大学史料編纂所所蔵の同本の

麼字五年 (一○六二)

十月八日 弘福寺僧某、大和国広瀬荘地子帳を弘福寺寺家に進める。

「康平五年広瀬荘地子帳」京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書と函二 〈平安遺文九八二号〉

延久元年(一〇六九)

この頃、東寺長者政所、弘福寺の封戸・荘園を調べる。

古代史料一〉〔(年月日久) 紀伊国雑掌解〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書メ函三三八 《『和歌山県史』

料の基礎的研究』下〉「弘福寺領荘園并封戸注文」京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書モ函一五七(〈石上『古代荘園史

延久二年(一〇七〇)

三月十一日 弘福寺検校・三綱、近江国の弘福寺荘田の注進状を東寺長者政所に進める。

安遗文一〇四四号〉(延久二年三月十一日弘福寺近江国荘田注進状)東寺所蔵東寺文書礼十一(『東寺文書聚英』、平

を申請する。ついで、近江守、弘福寺の要求を承認する。十月 弘福寺三綱、近江守某に寺領甲賀郡楠部荘・水主荘、愛智郡荘、伊香郡荘の免判と加地子収納

書』続、平安遺文一〇五一号〉〔延久二十月日弘福寺三綱等解〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書モ函三 〈『図録東寺百合文

運久四年(10七二)

某、寺田の租税免除を認める。十一月 弘福寺、大和国守源某に、寺田の収公停止と租税免除を申請する。これより後、大和国守源

【延久四年十一月日弘福寺牒】田中忠三郎氏旧蔵文書 〈平安遺文一〇八九号〉

上『日本古代荘園史料の基礎的研究』下〉(延久四年十一月日弘福寺山城国荘田注進状案)京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書モ函四(石十一月 弘福寺、山城国荘田を注して、東寺長者政所に進める。

承保二年(一○七日)

古代史料一〉〔(年月日久)紀伊国雑掌解〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書メ函三三八 〈『和歌山県史』この年頃 紀伊国雑掌、東寺長者に治暦四年より承保二年の弘福寺封戸の収納を報告する。

承暦に年(一○七七)

文書ユ函三 〈平安遺文補二七六号一抄出。石上『日本古代荘園史料の基礎的研究』下〉〔承暦元年十一月三日東寺末寺弘福寺領大和国広瀬荘本縁次第案〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合十一月三日 弘福寺寺主、弘福寺領広瀬荘本縁次第を東寺長者政所に進める。

K永元年(一一一〇)

【弘福寺牒】東寺古文秀聚巻六この年 弘福寺、山城国守に、寺田について申請する。

天永二年(一一一一)

○〉
〔天永二年八月日弘福寺解〕京都府立総合図書館所蔵東寺百合文書せ函古文書六 〈平安遺文一七五八月 弘福寺、尾張国に中嶋・丹羽両郡の寺田の免給を申請する。

K 永三年(一一一二)

政所下文を与え広瀬荘地子の弁済を命じたことを東寺長者政所に伝える。寺長者政所、広瀬荘使解を摂政家政所に送る。摂政家政所別当、広瀬荘使解に判を加えて、平田荘に随わないので大和国平田荘本家(摂政藤原忠実)政所に糺すよう求めることを報告する。ついで、東十月九日 広瀬荘使、東寺長者政所に、大和国広瀬荘負人等が平田荘下司等の寺田抑留により東寺に

〈平安遺文、一七七九号〉〔天永三年十月九日弘福寺領大和国広瀬荘使解〕京都府立総合図書館所蔵東寺百合文書や函古文書七

じる。 十一月二日 東寺長者、大和国広瀬荘住人に、摂政家政所下文等にしたがい年貢を出すべきことを命

〈『教王護国寺文書』一。平安遺文、一七八〇号〉【天永三年十一月二日東寺長者権僧正寬助政所下文案】京都大学所蔵教王護国寺文書一36

たことを伝える。 止するように申請する。ついで、摂政家政所別当、弘福寺三綱解に判を加えて、平田荘に指示を下し十一月二十一日 弘福寺三綱、摂政家政所に、大和国広瀬荘田に大和国平田荘雑役を充てることを停

[天永三年十一月二十一日弘福寺三綱重解] 個人蔵 〈一九九五年古典会目録〉

永久三年(一一一五)

〈『教王護国寺文書』一。平安遺文、一七八〇〉[永久三年八月七日東寺長者権僧正親助政所下文案〕京都大学所蔵教王護国寺文書一 第八月七日 東寺長者政所、大和国広瀬荘住人に、東寺に随い年貢を納めることを命令する。

雑掌紀成安解)京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書で函二(平安遺文一八三七号)十一月 紀伊国雑掌紀成安、東寺長者に、弘福寺寺封所済勘文を進める。〔永久三年十一月日紀伊国

告する。 十二月十二日 東寺長者政所別当威儀師某、弘福寺の紀伊国封戸の封物の究済を主計算・主税寮に報

〈平安遺文一八四〇号〉〔永久三年十二月十二日東寺長者政所別当威儀師某状案〕京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書京

永久四年(一一一六)

遺文一八六二号〉「永久四年十月十一日弘福寺僧彦印解」京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書せ古文書九(平安十月十一日 弘福寺住僧彦印、東寺長者政所に寺領田畠の領知と寺役勤仕の請文を進める。

. .

報告書抄録

ふりがな	さぬきのくにぐふくじりょうのちょうさ										
書 名	讃岐国弘袖	讃岐国弘福寺領の調査									
副書名	第2次弘祉	第2次弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書									
巻次	II										
シリーズ名	高松市埋蔵	载文化財 訓									
シリーズ番号	第 37 集										
編集者名											
編 集 者 名 山 本 英 之 編 集 機 関 高松市教育委員会											
			香川県高松市番町一丁目8番15号 TEL 087(839)2636								
発行年月日	平成 11 年	3月									
ふりがな。	ふりがな	コード		北緯	士 42	細木畑田	細木石毬	細木店口			
所収遺跡名	所 在 地	市町村	遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因			
ぐふくじりょう	たかまつし										
弘福寺領	高松市	37201		34 °	134 °	H7.1.19	350 m²	学術調査			
やまだぐん	はやしちょう			16 ′	4′	~					
山田郡田図	林町			33 ″	24 "	H7.3.31					
ひていち					·	H7.12.4	270 m²				
比定地他 4	42 - 5 他					~					
						H8.3.31					
						H8.11.1	1,438 m ²				
						~					
						H9.3.31					
						H9.12.8	1,000 m ²				
						~					
						H10.3.31					
	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項				
		尔生時代	竪穴住居・		弥生土智	5					
1	1	占 代	弥生畦畔遺		須恵器						
比定地他			古代道路遺構		陶磁器						
				中世溝状遺構							
	Į	見代	石組み井戸	i							
		用水路跡									
			近世畦畔遺構								
			近世社寺参	多道							
<u> </u>											

讃岐国弘福寺領の調査Ⅱ

~第2次弘福寺領讃岐国 山田郡田図調査報告書~

平成11年3月発行

監 修 弘 福 寺 領 讃 岐 国 山田郡田図調査委員会

編集・発行高松市教育委員会

印 刷 総合印刷ワークステーション